

第五十五回国 参議院大蔵委員会會議録第十四号

昭和四十二年五月三十日(火曜日)

午前十時二十九分開会

出席者は左のとおり。

委員長 竹中 恒夫君
理事 青柳 秀夫君
植木 光教君
藤田 正明君
柴谷 要君
中尾 辰義君

委員

青木 一男君
伊藤 五郎君
大竹平八郎君
大谷 實雄君
小林 章君
西郷吉之助君
塩見 俊二君
徳永 正利君
林屋亀次郎君
田中寿美子君
戸田 菊雄君
野上 元君
野溝 勝君
瓜生 清君
須藤 五郎君
大蔵大臣 水田三喜男君
国務大臣 宮澤 喜一君
政府委員 加納 治郎君
経済企画庁総合開発局長 米田 正文君
大蔵政務次官 米田 正文君

第五部 大蔵委員会會議録第十四号 昭和四十二年五月三十日【参議院】

大蔵省主計局長 岩尾 一君
大蔵省主計局次長 相沢 英之君
大蔵省主税局長 塩崎 潤君
大蔵省関税局長 谷川 宏君
大蔵省証券局長 加治木俊道君
大蔵省銀行局長 澄田 智君
大蔵省国際金融局長 柏木 雄介君

常任委員会専門員 坂入長太郎君

説明員

大蔵大臣官房日官 海堀 洋平君
大蔵大臣官房財務調査官 結城 義人君
大蔵大臣官房財務調査官 青山 俊君
大蔵省大蔵省理財局次長 広瀬 駿二君

本日の會議に付した案件

- 印紙税法案(内閣提出、衆議院送付)
- 所得税法の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)
- 法人税法の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)
- 相続税法の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)
- 租税特別措置法の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)

○委員長(竹中恒夫君) ただいまから大蔵委員会を開会いたします。

印紙税法案を議題といたします。

まず、提案理由の説明を聴取いたします。米田大蔵政務次官。

○政府委員(米田正文君) ただいま議題となりました印紙税法案につきまして、提案の理由及びその内容を御説明申し上げます。

政府は、今次の税制改正の一環として、印紙税の税負担が最近における所得及び物価水準に適合するものとなるよう、その税率及び免税点について所要の調整を行ない、あわせて課税範囲の整備合理化等、制度全般にわたっての合理化をはかるため、印紙税法の全文を改正することとしてこの法律案を提出した次第であります。

以下、この法律案の内容についてその大要を申し上げます。

第一に、税負担の調整合理化及び課税範囲の整備合理化について申し上げます。現行の印紙税法による税率及び免税点は、おおむね、昭和二十九年以降据え置かれておりますが、その後の所得及び物価水準の推移を考慮して、定額税率を原則として現行の二倍とし、階級定額税率の適用範囲の若干の拡大や階級区分の組みかえによる税率の調整を行なうほか、免税点を原則として二倍ないし三倍に引き上げること等により印紙税の負担の調整合理化をはかることとし、また、課税対象の明確化に資するため、財産権の得喪変更に関する証書、帳簿はすべて網羅的に課税対象といたしております。現行法の方法を改め、課税文書を限定的に掲名する限定列举課税の方法を採用することといたしております。なお、これに関連して、現行法では一通の文書で同時に二以上の課税物件に該当するものにつきましては、原則として複数の課税物件として課税することとされておりますが、これを一通の課税文書として課税することとする等、所要の規定を整備することとしたしております。

第二に、納付方法の合理化につきましては、印紙を張ることにかえて税務署長の承認を受けて書式表示をする場合の現金納付の手続を、現行の事前納付から事後申告納付に改めることといたしております。

第三に、罰則の整備合理化について申し上げます。まず、印紙を張らず、または印紙に消印をしない等の印紙税法違反について、現行法は刑法総則の適用を除外して、故意過失を問わず刑事罰の対象としておりますが、これを改め、刑事罰の対象は刑法総則の原則に従い、故意犯のみに限定することといたしております。また、印紙税を国税犯則取締法による通告処分制度の対象外とする一方、印紙による印紙税の納付の確実な履行を担保するため、課税文書に相当額の印紙を張らず、または印紙に消印をしない場合には、新たに、過怠税を課することといたしております。この過怠税の額は、相当印紙が張ってない場合には、その不足税額とその二倍相当額との合計額、すなわち不足税額の三倍、消印をしなかつた場合には、その印紙の額面相当額とし、いずれも最低額は五百円としております。

第四に、現在かたかなの文語体であります印紙税法の全文をひらがな口語体に改めるとともに、印紙税の納税地その他所要の規定の整備合理化をはかり、また、印紙税法の全文改正に伴い、国税通則法その他の関係法律について、所要の改正を行なうことといたしております。

なお、この法律案は本年六月一日から施行し、七月一日以後に作成される文書について適用することとしております。

以上が印紙税法案の提案の理由及びその概要であります。何とぞ御審議の上、すみやかに御賛同くださいますようお願い申し上げます。

○委員長(竹中恒夫君) 引き続き、補足説明を聴取いたします。結城財務調査官。
○説明員(結城義人君) たいま提案理由の説明がございました印紙税法案につきまして、提案の理由を補足して御説明申し上げます。

現行の印紙税法は、明治三十二年に制定されたかたかな文語体の古い税法を基本とするものでございまして、現行の税率及び免税点はおおむね昭和二十九年以降増え置かれており、その後の所得、物価水準の推移等に顧みずと、現状に適合しない面も生じておりますので、この際、その全文を改正することとし、印紙税の税負担の調整合理化及び課税範囲の整備合理化を行なうとともに、納付方法の合理化、罰則の整備合理化等を行なうことといたしております。

その内容といたしましては、第一に、税負担の調整合理化でございます。昭和二十九年以降の十数年の間に所得及び物価水準が相当上昇しておりますことを考慮して、まず受け取り書の免税点を三千円未満から一万円未満に引き上げる等免税点を原則として三倍程度引き上げる一方、税率については受け取り書等に適用されている定額税率を十円から二十円に引き上げる等原則として二倍に引き上げ、また不動産等の譲渡証書、手形等に適用される階級定額税率についても、階級区分の一部組みかえによる税率の調整を行なうこととしております。

第二に、課税範囲の整備合理化でございます。現行法は、印紙税の課税範囲につきまして、明治三十二年の制定当初からその第一条において「財産権ノ創設、移転、変更若ハ消滅ヲ証明スヘキ証書、帳簿及財産権ニ関スル追認若ハ承認ヲ証明スヘキ証書ヲ作成スル者ハ此ノ法律ニ依リ印紙税ヲ納ムヘシ」と規定して、財産権の得喪変更等に関する証書、帳簿はすべて網羅的に課税対象としておりますが、改正法案では、課税範囲の明確化をはかるためこれを改め、課税文書を限定的に掲名列挙する方式を採用することとしております。また、非課税規定につきましても、現行法では第五

条に各種の文書が混然と規定されておりますのを、改正法案では、別表第一の非課税物件の欄、別表第二の非課税法人の表及び別表第三の非課税文書の表にそれぞれ分類規定いたしております。

第三に、納付方法の合理化でございます。現行法においても、印紙税の納付方法として印紙による納付のほか、税印による方法、現金納付計器の使用による方法、書式表示による方法等現金納付の制度が設けられておりますが、これらの手続規定を整備するほか、書式表示をする場合の納付手続が現行では事前納付になっておりますのを、翌月末日までに申告納付する事後申告納付に改めることといたしております。

第四に、罰則の整備合理化でございます。まず、課税文書に相当額の印紙を張らずまたは印紙に消印をしない等の印紙税法違反について、現行法は、故意過失を問わず刑事罰の対象としておりますが、過失で印紙を張り忘れたまたは消印を忘れた者にも刑罰を課するのは酷に過ぎるきらいがありますので、これを改め、刑事罰の対象は刑法総則の原則に従い故意犯のみに限定することとしております。また、国税犯則取締法施行規則を改正し、印紙税を国税犯則取締法上の間接国税から除外して通告処分制度の対象外とすることとする一方、印紙による印紙税の納付の確実な履行を担保するため新たに過怠税の制度を設けることとしていたるわけであり、この過怠税は、課税文書に相当額の印紙を張っていない場合には、その不足税額とその二倍相当額との合計額、すなわち不足税額の三倍の金額を課することとし、印紙に消印をしなかつた場合には、その印紙の額面相当額を課することとし、最低額は五百円といたしております。

以上、印紙税法案につきまして、補足説明をいたしました。
○委員長(竹中恒夫君) 以上で提案理由の説明、同補足説明を終わりました。

○委員長(竹中恒夫君) 次に、所得税法の一部を改正する法律案、法人税法の一部を改正する法律案、相続税法の一部を改正する法律案、租税特別措置法の一部を改正する法律案、印紙税法案、以上五案を一括して議題といたします。

○瓜生清君 まず、大臣に二、三お尋ねをしたいと思ひます。
第一は、最近といひますか、現在資本自由化という問題が非常に日本経済にとって重要な課題となつておるわけですが、外資審議会というものがございしますが、そこでその問題についていろいろ論議をされておるようでありませうけれども、大臣として、この資本自由化という問題について、どういふようなお考え方をいわれる日本の企業を守るのか、基本的な考え方をひとつお聞かせ願ひたいと思ひます。

○国務大臣(水田三喜男君) 日本の国際的地位から見ましても、もう先進国型の経済を営んでおる国になつておるときでございますので、この際、資本の自由化が日本経済にとってプラスかマイナスかというのを考えました場合に、プラスの面のはうが非常に多いといふことは、これはもう十分認識されておることでございます。これはもつと生ずるマイナスの面に対する対策を十分行なうことによつて、これは日本経済をさらに将来発展せしめるやはり基礎的な問題である、この際前向きな姿勢をもつて取り組むべきであるといふのが、大体私の基本的な態度でございます。

○瓜生清君 どうもちょっと抽象的で、あんまりよくわからないのですが、現実には資本自由化によつて起こるマイナス面というのはいかういふものか。大臣はどうかいふふうにお考えになつておられますか。
○国務大臣(水田三喜男君) やはり資本力の弱さ、そういうふうなものから、日本の企業が外資によつて左右される、俗語でいいますと、取られるといふような危険性というものは、まだ日本の各業種において多く現実には存在しておるといふ

ことだらうと思ひます。
○瓜生清君 私はこういふふうに思うんです。ちょっとですね、日本の場合は、貿易の自由化にしても、それから資本の自由化にしても、なるほど先進国の仲間入りをしておりますけれども、国内体制の整備というものが十分なされないうちに入つていくといふ勇み足のような感じがしてならないんです。

で、たとえば昭和三十九年の四月以降、九四％程度の貿易の自由化が達成されましたけれども、それはまだ日本の国の中においているんな産業がそれに耐え得るような状態になつていないけれども、何か少し少しいちびるといふ、ことばはよくないですけれども、そういう中へ入つていかなければならぬという流れはわかりませんが、準備不足のままそういうふうなことを決定しておるといふような感じがするんですけれども、資本自由化についても私は同様の考え方を持っております。ということではですね、資本が自由化されて、いつでも来いと、こういうふうな状況にないから、外資審議会その他で、たとえば持ち株の比率でもファイブティーン・ファイブティーンという案が出てくる。

しかし、そういう大きな欠陥といふものが日本経済の中にあるけれども、先進国のいふんな動向、特にアメリカあたりの強い要請によつて、まだそこまで機が熟していないにもかかわらず、さういふところへ入つていくと、こういう印象を受けるんですが、大臣はどうお考えになりますか。
○国務大臣(水田三喜男君) たゞは貿易の自由化をやるときでもたいへんいろいろ議論がございしましたが、準備ができればやれないといふのか、やる踏み切りをすることによつて自然に日本の経済は準備を自分の力で完了するから、どちらが先かといふようなことを言いますといふと、完全に準備態勢がでない間は、この世界の自由化の中へはいれないといふ態度をとつたら、これは永久にはいれないといふことになりまして、貿易の自由化が必要である、これがやはり日本の貿易

を将来において伸ばす道であると考えたら、これはやはり踏み切つて、一つのプログラムをつくつて、それによつて急変を避けながら、徐々にその方向へ向かつてやつていくことが必要だ。

昭和三十五年に日本は貿易の自由化を踏み切りましたが、現在、当時の予想よりも多い九三%の自由化をやつても、日本経済はそういう当初心配されてきたようなことはほとんど何もなく、克服して今日まで来たということを考えますと、一番最後の資本の自由化に對しても、やはり私どもは準備ができなければやれないというのじゃなくて、世界の先進国型の経済に日本がはいり込んでこれからの日本の国際的地位を上げようとするからには、やはり踏み切ることによつて、同時におくれた準備をしていくことが、やはり私は必要じゃないかと考えまして、いますぐに全部を一〇%自動承認制というような体制には入れませんので、業種別にこれを分けて、そうしてそれぞれの対策を立てて資本自由化への前進をやつていくという方向で、いま審議会でいろいろ作業をしていく最中でございます。

○瓜生清君 大臣、具体的に伺いますが、大臣以外の方でいいのですけれども、資本自由化の体制になつて一番、何といひますか、まづ先に外国資本、特にアメリカの資本が日本に入つてくるというような産業はどういうものがあるか、教えてもらいたいと思ひます。

○國務大臣(水田三喜男君) これはその簡単にはいま予測できません。たとえばこの業種は外国資本が入つてくる、そしてこれを一〇%の自由化にしたらどうなるかという吟味をしますというところ、また日本のいまのその業種の力においては、たとえ自由化しても、新たに日本へ来て外国資本が同じ仕事をするとすることは考えられないというような面もございまして、一つ一つ検討はしておりますが、一がいにはこれは必ずこうだというようなことは簡単にいま結論はできないと思ひます。

○瓜生清君 ゆうべかけさか、ちよつと忘れましたが、テレビで、造船業界に對する資本自由化の問題で、いわゆる中小の造船会社については一〇%資本自由化に踏み切ると、こういう報道がなされておるのですが、私は日本の企業の中で中小企業は弱いものはないと思ひます。ですから、この問題について大臣はどういうふうな御見解をお持ちですか、お尋ねしたいと思ひます。大きな造船会社というものはある程度の制限というものを加えて、中小の造船会社については一〇%の資本自由化を認めるといふ、こういう考えは逆じゃないかというふうに私は思ふのですけれども、この一つの事例について大臣のお考えを聞きたいと思ひます。

○國務大臣(水田三喜男君) これはいま造船問題もそうでございますが、各業種について検討中でございます。その中にはいろいろの種類がございまして、中小企業といへども政府の許可事業になつておるといふような問題については、また運営のしかたにいろいろの問題が出てきますし、そういうあらゆる条件をいま検討して、これから業種を振りかえしようというときでございますので、もう少し、何はどうかということだけは差し控えたいと思ひます。

○瓜生清君 そうしますと、大臣、業種の振り分けですね、外資審議会の結論、答申というものをにらみ合はせておきめになるのですけれども、大体いつごろ、この資本自由化に對してこういう業種はどうだ、ああいう業種はどうだというのがきまるのは、いまからのくらくらかかりますか。

○國務大臣(水田三喜男君) 予定は、審議会の答申は、業種を入れた答申が大体六月二日になされるのじゃないかといふ期待しております。それを受けて政府としての方針を決定するのは、それから四、五日おくれる、六月六日ごろまでに政府部の意見を統一して方針をきめたいと、いまそういう考えでおります。

○瓜生清君 よくわかりました。それによつて、租税特別措置法に關連して、二御質問したいと思ふのですが、一昨年の暮れに答申された、いわゆる長期答申で示された租税特別措置に對する基本的な考え方、すなわち租税特別措置は負担公平の原則、税の中立性を阻害する等のデメリットがあるから縮減すべきであつて、かりに必要な場合でも税制以外に有効な手があるのかどうかをよく検討して、さらにその政策目的の有効性についてきびしいテストを経た上で設けるべきだといふ考え方が出されております。この考え方と現在の大臣の考え方は同じなんでしょうか。

それから、ことしですね、租税特別措置法でたくさんさんの問題が、措置がなされておりますけれども、この内容と、そのいま言いました長期答申の關係というものはどうなるのか、伺いたいと思ひます。

○國務大臣(水田三喜男君) 大体考え方は私ほそれではないと思ひます。

○瓜生清君 どうも大臣、あんまり答弁が簡単過ぎて私は理解できないのですが、結局そういういたしますと、大臣としてはその答申の線に沿つてこれから租税特別措置といふことを考えていくという方針をお持ちなんですか。そういうぐあいに解釈してもかまいませんか。お答え願ひます。

○國務大臣(水田三喜男君) 大体その線に沿つていこうと思ひますが、その税制調査会の考え方も最近はいぶ変わつておまして、方針はそれではないのですが、もう少し流動的に、必要なものは新設するし、もう効果がなくなつたものはこれを十分に直して、逐次改廃していくべきだといふ方向へ非常に強い意見を傾けておりますので、私どももやはりそういう線で今後租税特別措置に對しては臨みたいといふふうに考えております。

○瓜生清君 大臣の考え方はよく了解できましたが、大体この租税特別措置法といふのは戦後の経済の混乱期に、どちらかといへば資本蓄積のためにいろいろの特別措置が設けられたと思ふので、ところどころ、現在では、そういう資本蓄積といふようなことよりは、むしろその資本がどういふ面に投資されるかといふようなことが重要になつてきておると思ふのです。ある程度資本蓄積をするための諸措置といふものは効果をあらわして、むしろそういうところに——いまの租税特別措置法のあるべき姿といふのが、そういうものから漸次離れて、そうしてむしろ何といひますか、資本というものが、新しい地域開発とかあるいは社会開発、佐藤内閣の唱えておりますそういう面のほうにいわゆる租税特別措置といふようなもののウエイトがつかつていくべきだと私は考えるのです。その点はいかがですか。

○政府委員(塩崎潤君) 租税特別措置の内容に關連いたしますので、私から御説明申し上げたいと思ひます。

三十九項目にのぼる租税特別措置の内容が問題でございます。いま瓜生先生のおっしゃりましたように、単に資本蓄積ということよりも、何か別な新しい政策的な要請のほうに資本を誘導するような租税特別措置でなければならぬと、こんなような御質問ではないかと思ふのでございます。現在の項目、非常に三十九項目といふ多い項目でございますが、いま申されましたようなものといひましては、たとえば低開発地域の特別償却、あるいは住宅対策のための特別償却、あるいは買いかえの特例その他、その他まだあれですね、今回行なわれておりますところの公害防止施設の特別償却、あるいは都市再開発のための私鉄の特別償却、こういった問題は、私は先生のおっしゃいましたような新しい最近の政策に應ずるような誘引措置だと思ふのでございます。ただ、まだ過去の特別措置的なものの中で、そういった政策的な点から見ると少し総花的なものがあると思ひますが、方向としては大体そんなようなことを頭に置きながらつとめておるつもりでございます。

その例をいたしまして、大正二年から設けられておりました重要物産免税措置、これあたりは日本の非常におくれました産業構造から見て、過去には鉄鋼業とかあるいは戦後は合成繊維とか、こういったものにつつまして、新規産業の助成とい

う見地から免税制度まで設けました。こういうた制度はもはや新しい特別措置の線に譲るべきであるというので、昨年廃止いたしました。いま申しましたような新しい特別償却制度で最近の政策的な要請に應ずるような特別措置を講ずることとして、この次第でございます。

○瓜生清君 だから、局長、私がいま言いました観点からしますとね、利子所得とか配当所得に対する優遇措置などは、これはすみやかに打ち切るべきだと思ふのですけれども、それに対する大蔵省の方針はどうなんでしょうか。

○政府委員 塩崎潤君) いま私が申し上げました特別措置は、これは産業面と申しますか、先生のおっしゃいました資本の使途を誘引する方向の問題でございます。利子配当の問題は、その資金を個人家計から拠出さす問題でございます。そこに私はねらっておる面が違ふかと思ひます。ただし、利子配当につきましては、いつも私も大臣が申されておりますように、漸進的な措置を講ずるといふことで、これまでの長らくの制度でございます。そのので漸進的な措置を講じていこう、こういうことを常に申し上げておるところでございます。

○瓜生清君 そういふふうな特別の措置をですね、利子配当所得に対して一体今後何年間ぐらい続けていかれるのか、お伺いしたいと思います。○國務大臣(水田三喜男君) 何しろ昭和二十八年ですか、十何年間とも実施されている制度でございますので、今回のようにまあ一〇%を一五%に、税率を五割上げるといふ一応措置をとったのでございますが、急激な変化を与えるということは、もう十二年間実施しておいた制度であるだけに考えなければならぬところがございまして、この実施したあとの結果を見る期間を置いてその次の措置に移りたいといふふうな考えで、三年間今後の改正で余裕を置いて次の改正に移るといふことがいんじやないかというふうにいま考えて、三年間の期間を付しているといふことでございます。

○瓜生清君 そうしますと、大臣、三年たつたあとこの問題については何らかの改善を加えるというお考え方でございますか、伺いたいと思ひます。ということ、われわれが抵抗を感じますのは、この委員会でも何回か他の委員の方から御質問なされたと思ふのですけれども、五人標準世帯で七十何万円までは税金がかからない、利子配当の場合には二百何十何万円までは非課税だ、あの特別措置を講ずると。そういう大きな格差はどうもおかしいじやないか。そうでしょう。銀行利子とか株の配当で生活しておる連中には、そういう、まあ何といひますか、大きな優遇措置がとられておる。で、汗水出して働いておる連中は年間七十何万円をこえると税金が賦課される。そんなばかなことないじやないかというのが私は国民のいわゆる感情論だと思ふのです。そこで、私はそういうふうなものについて、これから三年間たつてから再検討するといふのですが、その方向はやはりこういうものを廃止するといふのか、それともまた三年たつて少し税率を上げて、いま大臣は五割増しとおっしゃいましたが、ことばを聞くと非常に大きなように聞こえますけれども、一〇%が一五%になつただけであつて、それだけ私にはあれじやないと思ひます。その点、どうなんでしょうか。

○國務大臣(水田三喜男君) これは税率の改変といふことから見たら、漸進的とは言ふのですが、五割の税率を上げるといふことは相当大きい措置であるといふふうな考えです。で、私どもいい対策といふものがすぐにあるのでしたら、考え方もあります。税制調査会からも、まずこの問題は漸進的解決をはかるといふのが答申でございまして、その線に沿つて今回のような措置が漸進的解決をはかつた一つの措置であるといふふうな考えで、そしてこれを実施し、これからの影響を見てから次の措置を考へるといふことが一番いいことじやないかと考えております。三年間の間には、当分、物価を見ながら私どもは次の措置を検討したい。

○瓜生清君 そこで、もう一つ大臣にお伺いしたいのは、この間証券局長の加治木さんに質問したんですけれども、答弁が事の重大性もあつてなかなか私が聞きたいと思ふすばりとしたお答えがなかつたのですけれども、いわゆる日本共同証券、それから証券保有組合、そういうところでいまかかえておる株が相当額あるわけですから、この一二月間の株の動向を見ておると、まああつた下がつた時期以前の状態に立ち返つたんじゃないかと私は見ているわけなんです。しかも、これらの動向というものを予測しますと、おそらく景気回復に伴つて株式市場もいまの状態以上に活況を呈してくるのじやないかというふうな考えをわけですが、この共同証券なり保有組合の株の放出について大蔵大臣としてどういふような構想をお持ちになつておるのか、お聞かせ願ひたいと思ひます。

○國務大臣(水田三喜男君) これはまた証券局長と同じ程度の答弁になると思ひますが、この放出はやはり市場に悪影響を与えないように、慎重にこの放出は考へていきたいといふふうに思ひます。

○瓜生清君 私はこの間も聞いたのですけれども、影響を与えないようにといふこと、これはもちろんそのとおりでしょう。だけれども、共同証券なり保有組合の所持しておる株式といふものは、これは政府の資金が相当出ているわけですから、いつまでも持つておるといふわけにはいかならぬと思ふのです。むしろいまのように相場が上昇機運にあるときには、それを鎮静させるという意味で、そういう効果でお出しになつても私はそう悪い影響は出てこないと思ふのです。特にこれは大蔵大臣と私とは見解が違ひますけれども、多少インフレ的な要因といふものが市場の中でもあるといふふうには私は見ておるんですが、そういうものを押さへる役目を果たす上においても、やっぱり私はこれから、貴重な政府資金を出しておるそういう株式といふものを大体こういうふうな段取りで市場に流していくのだ、そういうふうな計画があつてもいいんじゃないか。逆に、そういうものが

が明確でないから、市場ではいつ大蔵省がどういふ方針を打ち出すのかという一種のおびえのようなものがあるのじやないかというふうな私には思ふのです。ですから、全部一ぺんに出してしまふということになれば、これは相当大きな問題を惹起するでしょうけれども、まあ三千億円か四千億円の株式ですから、大体こういうふうな計画で、それが短期であろうが長期であろうがかわらないけれども、ほほ大蔵省の考え方というものを明確にしたほうが、かえつて株式市場の安定というものが維持できるのじやないかというふうな私にはもうとなりに判断するのすべしけれども、ただ慎重に検討したいという大臣の御答弁では、どうも納得しかねるのですが、もう少し何といひますか、われわれがなるほどどうかといふようなあれがあるはずだと思ふのです。ございませぬか。あつたら、お聞かせ願ひたいと思ひます。

○國務大臣(水田三喜男君) やはり、要するに民間の金融事情とのにらみ合わせが一番必要でございまして、こういうふうな市場が平常に復したから、これを放出するには可能な時期といふふうな考へられることも考へられますが、そうじやなく、株式の値段が非常に低いときに、株価の非常に低いときに、しかも金融事情によつてはそのときに放出して引き受けてもらへるならそのほうがいいといふて放出しても、すぐそれが影響なしに消化できるといふことが一つの時期になることもあり得ますし、そういう時期が幾つかあつたと思ひますが、しかし、いづれにしましても、これはやはり慎重に扱ふべきものであつて、政府が事前にごうするあつたといふことをはっきりしないので、情勢によつて善処するといふことが一番私はいんじやないかと思つております。

○瓜生清君 大蔵大臣の立場としちゃ、そういうふうな何といひますか、証券業界なり市場に波を起さないうふうなお答えしかできないと思ひますけれども、しかし、いま株式市場といふものは活況を呈しているわけなんです。いわゆる買い上げた当時の、以前の株価に復しているんです。しかもま

て、日本だつてまだ完全に貿易の自由化をやつていないじゃないかと。まだ相当数の非自由化品目があるじゃないかと。これは日本のハードコア品目であつて、絶対これはいまの中小企業でありますとか、また国際競争力の点からいって、まだ自由化できないというのを強く主張して抗弁しておりますけれども、アメリカの国の立場に立つて考えた場合には、やはり日本も今後貿易の自由化、すなわち非自由化品目につきまして、国内の産業体制との関連を考へながら相手の国の関税の引き下げを求めるとともに、また関税以外のいろいろな障害の撤去を求めると同時に、わが国といたしましてもできるだけ国内産業の体制を整備して、わが国への関税もある程度引き下げ、また関税以外のいろいろな障害を廃止するという方向で、わが国のほうでも努力いたしませんと、今後なかなかむずかしい状況にならうかと思ひます。

いづれにしても、今回の交渉に際しましては、日本は外国に対して従来いろいろ抗議がござりましたけれども、わが国の利益を、国全体の利益を増大させるといふ方向で国別にがらばり、また多國間の交渉におきましてもそういう態度で交渉した結果、ある程度まあまあということころで交渉が妥結したと、かように信じております。

○瓜生清君 大体わかりましたが、いま御答弁のありましたように、そういう姿勢で私は今後交渉に当たつてもらいたいと思ひます。といひますことは、くどいようですけれども、一例を繊維製品であれば、綿製品の場合はガットでいわゆる二國間協定というものによつてアメリカ自体が実質上の輸入制限をしている。そうでないものは自由経済のリーダーでありながら、アメリカ自体がそういうものがない場合には関税というものを高くして実質上の輸入制限と同じような政策をとつておるわけです。日本のほうはそれこそ甘くて、いま後進国から追い上げられているそういうものについてフリーであつて、日本の国内産業が痛めつけられているのに、それに対する障壁のような

ものはない。アメリカのごとき強大な国から言われると、私はそうじゃないと思ひけれども、何か知らぬけれども、へつぱり腰で交渉をやつていようなふうには受け取られるわけであつて、その点を政府に私は要望して、そういうようなことを繰り返さないようにひとつ折衝に当たつてもらいたいと思ひます。

そこで、最後の質問ですが、これで終わりますけれども、主税局長に具体的な問題を三つ申し上げますから、時間がなから一括お答え願ひたい。

一つは、配偶者控除のように、学校に行つていふ何といひますか、教育費控除といひますか、この問題が税制調査会その他でたびたび取り上げられておるのです。そういうような大学、高校に行つていふ子供に対する教育費というものはばかにならないと思ひます。そういうものを今後設けてもらいたつていふように私は考へるのですが、それに対する見解。

それから、第二点は、いわゆる勤労学生がおりますね、定時制高校その他そういうような人たちが、言うならば働ながら学校へ通つていふというふうな人たちに對して、何らかの税法上の特例的な処置といふものをやる、そういうお考え方があるのかないのか。

以上二点、あと一つありますが、お答えが終つてから質問します。

○政府委員(塩崎潤君) 特別な控除を所得税法上講じたらどうかという御質問で、二つ申されたわけでありまして、第一は教育費控除、第二は勤労学生控除だと思ひます。

まず最初の教育費控除は、御指摘のように非常に要望の強いところでございますし、私も所得税に残された最後の控除項目ではないか、かように考へております。さらにまた、その控除の理由は、単に父兄の生計費に非常に関連するといふ理論、理屈だけじゃなくして、いわば教育に投資いたしましたその投資の回収——資産に投資いたしましたと減価償却でその投資額が回収できますが、

教育に結びつきまして収入がある、それはひとつ教育の効果であるから、その分は減価償却と同じく資本の回収部分と考へるべきであるという理論も一つあるわけでございます。しかしながら、わが国ではなぜこれが設けられていないか、さらにまた世界各国でも理論的には唱えられながら採用されておらないのも、言うまでもなく、一般の課税最低限との関連だらうと思ひわけでございます。七十四万よりも少し、百万円くらいまで早く近づけてはどうか、さらにまた扶養控除を一人当たり七万円というふうなことで、教育費を含めて生計費が十分まかなえるかどうかというふうなお話、こんなような議論が強いさなかで、特定の高校、大学生にかかる教育費を控除するというこの問題でございます。減税額といたしまして私ども一応の仮定を置きまして計算いたしますと、約二百五十億円ばかり要すると思ひます。これはももかかる費用でございますから、普通の七十四万円の生計費の中に入つていって優先的に考へているのだと思ひますが、高校、大学となりまして、一つの義務教育を離れた特別の教育でございますので、これだけ取り出して見ますといふと、二百五十億円も要する状況でございます。したがって、ほかの一般の課税最低限を引き上げることがいいかどうか、それとの優先順位はどうか、そんなような問題とひとつあわせて検討すべき問題だと思ひます。しかし、一番要望の強い、私ども理論的にもまた成り立ち得る最後の教育費は特別控除ではないか、かように考へております。

第二の勤労学生控除の問題でございます。現在所得年二十五万円という限度がございます。現行法では六千円税額控除でございますが、これを所得控除にいたしまして、一番費用がかかるというふうな考へ方から所得控除にしたほうがわかりやすいという趣旨から所得控除に改めまして、今回七万円の特別控除にいたしてございまして、なお、これにつきましても非常に要望が多うござい

まして、そんなような要望にこたえる意味におきまして、昨年度からは各種学校の学生にも勤労学生控除を認めるように措置いたしてございまして、

○瓜生清君 終わります。

○須藤五郎君 本日大蔵委員会に提案されております租税四法につきましては、五月十六日の当委員会で大蔵大臣に對しましてかなりの質問をいたしました、他の委員諸君も相当御質問をなされたので、まだ重要な問題が残つていふと思ひますが、きょうは時間の都合もあり、こまかい質問はいたさないことにいたします。ただ、五月十六日、当委員会での私の質問に對しまして、大臣は間接税の比率を上げると、こう言われました。この発言はかなり世間の注意を引いたやうであります。さらに翌日の五月十七日、衆議院の大蔵委員会におきまして、大臣は売り上げ税の構想と法人税の論議を初めて明らかにされました。売り上げ税は日本の中小工業者、一般消費者にとりましてはたいへんな問題です。わが党もこれを重大視しておるわけですが、したがって、私は大臣に對しまして、まず売り上げ税について質問をいたしたいと思ひます。

大臣も御承知のように、売り上げ税は大衆課税です。松隈さんはその著書の中でこう述べております。「売り上げ税が問題とされるということからは、それが流通課税の整備という作用のほか、きわめて低い税率で巨額の税収を上げることができると、弾力性に富むという長所が感ぜられたからである。財政収入調達の手段として大きな魅力を持つものであったからである。しかし反面においては転嫁関係が不明確であり、かつ取引段階の負担が最終段階にただれ式に累積して物価に悪影響を及ぼすといった欠点もあり、これらに對する懸念が売り上げ税実施への踏み切りをためらわせたものと考へられます。」、こういうふうな松隈さんは言つておられます。しかも、大臣は売り上げ税を考へねばならぬと、こう言つておられるので、まず第一は、売り上げ税が日本経済発

展のためになるというならば、大臣の御意見を伺いたいと思ひます。第二は、売り上げ税が日本国民のためになるとおっしゃるならば、その点を実証していただきたいと思ひます。

○国務大臣(水田三喜男君) これもしばしばもう申し上げましたとおり、売り上げ税をどうこうすると言つたわけではございませんで、税制調査会でもいろいろ議論があり、昨年の答申でもその創設についてはそれを見送るということになつて、一応税制調査会の結論はついている問題であることは承知しておりますが、将来においてこれを再検討するということもときには必要じゃないか、一つの課題であるということを言つただけでございます。いま売り上げ税を急に創設しようとか何とかということを提言したものでございませぬ。

○須藤五郎君 あなた、この衆議院の、いま申しました五月十七日の答申の中で、「やはり売り上げ税といふべきか、それはどうも、これは斜陽税ではないか、現に外国においても、これは斜陽税ではなくて相当成長税となつてゐるものでございませぬ、そういう新しい成長税源の開發ということも私どもは考えなければならぬじゃないか」といふふうに私は考へておられます。と、こう述べられておられます。もうすでにあなたの腹の中には、将来売り上げ税を開發しなげやならぬ、こういう考へがあなたの腹の中にあるのです。ところが、それが世間から反響を食うだらうというのを察知されて、その次の段階で、「まだ現実にとりかゝるという具体案を持つておるものではございませぬ」と、一たん出したものをすぐここで引つ込めておる。これは世間が反対をするからだ、こういうことを考へられてあなたはやられたのです。どうで

○国務大臣(水田三喜男君) それではございませぬ。たとへばと言つて述べておるのですが、問題は、私は、やはり公債発行ということを踏み切つた以上、この公債の将来の償還の財源というふうなものについての研究を私どもはやはりいまから

しなければならぬ。従来の税制の研究では、公債発行とからんだ、その角度からの研究というものは別に特別にされていかなかったというのを考へますという、将来成長する税、成長財源というふうなものも開發もやはり研究する課題である。たとへばということをやつたんで、これによらなくとも付加価値税とかいろいろ考へ方もございませぬ、いづれにしましても、他の税金というものは私は将来を期待できない財源である。やはり国民の経済がよくなつて国民の所得がどんどんふえて、そして国民の消費がますますもつと高い水準になつていく、国民生活水準が上がるということも考へますという、成長財源といふものは、ふえていく国民所得、国民消費の中に隠されてゐるということも一応考へられるので、こういう点について将来長い目の研究をすることは必要であらうということも言つただけでございませぬ。この売り上げ税を近いうちに実施するよう考へたいとかどうとかいう提言をしたわけではございませぬ。

○須藤五郎君 しかし、この速記録から受ける印象は、あなたがすでにそういう考へを腹の中に固めておつたところがある、固めておるといふうちに、この速記録を読んだ印象では受け取れるんですよ。ところが、あとですぐ取り消しておるといふことは、これに対して大きな反響が来るだらうということも予測されて、これはまずいことを言つたから取り消すのだ、こういうふうには私には受け取りましたよ。また、ほかの人もそういうふうには受け取つておるわけですよ。

じゃ、ここで売り上げ税を絶対やらないというふうなことは言えないでしょう。将来をどういふことを考へておるのだということ、あなたはやっぱりそういう腹づもりでおるといふことなんだ。それほど言つたことなら、私は即刻やつたらいふと思つたんですよ。遠慮しないで、ちゅうちょしないで。水田大臣ともあつた人がそれはどうも確信をもつて、それはけつこうな税だと考へておるなら、何もおそれなくて実行してみたらどうですか。私は、あなたがあつたことをおつしやつたのは、実際はそうじゃないと思つたのです。

わが国では国民の反対でこの売り上げ税が葬り去られた歴史が三つあるのです。第一は、昭和十二年の馬場税制改革草案におきまして、国民の反対と政局によりまして、国会に提案される以前にこの馬場さんの売り上げ税案は葬り去られてしまつたんです。第二は、昭和二十三年の取引高税でこれが廃止されたという歴史もあるのです。第三は、昭和二十五年シャープ勧告に基づきまして付加価値税がつくられようとしたんですが、これも毎年実施に至らず、二十九年これも廃止されてしまつた。外国でも、売り上げ税は第一次、第二次大戦の戦費調達のために設けられたものだと私は聞いております。

昭和四十年八月三十一日財政金融統計月報百六十六号には、こう述べておるのです。「売上税は、二次の世界大戦の戦費調達とか、戦後の混乱期における財政逼迫の打開とか、いわば異常な財政的経済背景の下に創設されたといえよう。危機の時代は裏口から忍びこみ、臨時措置であるという弁解はまじりに正当化された税だといわれる所以である」と、こうこれには書いてあるわけですよ。インフレ時には、所得税はその機能を失つてしまつていわれております。そのかわりに、あるいは戦費調達などの財政需要の膨脹の結果、悪いと知りながらつくられたものであると言わなければなりません。その証拠に、ドイツではこの売り上げ税ができましたのは、第一次大戦中の一九一六年です。フランスでは一九一七年、第一次大戦の直後につくられたのです。売り上げ税といふのはこんなものなんです。

あなたが売り上げ税を採用しようといふのは、かかる事態を予測しておることではないでしょうか。すなわち、かかる事態とは、将来悪性インフレが起こつたり、恐慌が起こつたり、戦争が起こつたりするときは、これをやらなければならぬ、こういうふうにあつた腹の中を考へがあるので

はないか。衆議院大蔵委員会で、売り上げ税の開發ということも私どもは考へねばならぬと、こう答へておるながら、国民の反対をおそれまして、先ほど申しましたように、まだ現実にとりかゝるという具体案を持つておるものではございませぬ、こう引つ込めておる。人民の反対がこわいのです。だから、そういうことを言わざるを得なかつたのじゃないでしょうか。国民のためだ、正しいものだといふならば、なぜ即刻やろうとしないのか。実際は、やろうと思つてもできないのではないのでしょうか、大臣。

そもそも、売り上げ税が悪税だといわれるのは、メーカー段階、卸段階、小売り段階などに課税されて、ついに消費者に転嫁されるからであります。転嫁できない場合は小売り業者、問屋が負担せられ、独占資本といわれる大企業は絶対に負担にならない。これが売り上げ税の正体だと思つたのです。売り上げ税は、生活保護を受けている人も、失業対策で働いておられるおばさんにもおじさんにも、全部かかつてくる税なんです。低所得者ほど重くかかつてくる税、これが売り上げ税だと考へます。

あなた方は、税率はきつめて低い、わずか二%にすぎない、だから軽いと言われるかもしれませんが、資本家団体やあなた方自民党などで計画されているとうわさされておるところのものは、流通の全段階に課税しようといふことではないでしょうか。流通の段階は業種によつて違ひますが、最低四段階から最高は八段階、九段階になるわけですよ。

繊維産業の場合を例にとつてみますならば、第一段階が輸入商社から製造会社へ入つてくる、第二段階が糸製造会社から織物メーカーへ、第三段階は織物メーカーから総合商社、産地問屋へ、第四段階は総合商社、産地問屋から一次問屋へ、第五段階は一次問屋から二次問屋へ、第六段階は二次問屋から小売り商へ、第七段階は小売り商から消費者へ、こういうふうな七段階を経てくるわけですよ。

ガソリン税に至りましては、自動車用ガソリンは一キロリットル当たり五万円から五万三千円となっており、自動車会社が石油会社から買入るものは、これは自家用のガソリンであり、自動車会社が石油会社から買入るのはキロリットル当たり四万三千円から四万五千円であり、このうちガソリン税は幾らになりますかというのと、五四〇から六四〇になる。だから、私たちがタクシーに乗って、二キロで百円払う。その百円のうちガソリン代が約十五円、その約六〇％が税金だ、こういうことになっております。

売り上げ税が二％なら、四段階では八％、八段階では一六％、こういうふうな一つの商品につきまして最低八％から最高一六％を負担させられる。生活するためには維持だけ買っているのではない。ほかにたくさん品物もわれわれは買わなければなりません。それらの品物に全部八％から一六％の税金がかかる。累積すれば実に膨大なものになると思うのです。一体どのくらい負担させられるのか。通産省の商業販売金額、卸売り、小売り、百貨店の統計では、三十九年度約四十七兆円、四十一年度は六十兆円の金額になるだろうと、こういうふうにいわれております。これに単純に売り上げ税率二％をかけてごらん下さい、一兆二千億という税金になるわけです。政府は、売り上げ税をつくることによりまして簡単に税金がふえろと喜ぶかもしれませんが、これを負担しなければならぬ消費者、特に低所得者の国民大衆はたまたまのものではないと私は考えます。そんなことを国民は黙って見ておりませんよ、大臣。だから、あなたがもしそういう考えを持っているとするならば、それはたいへんなことだということを、私は実は警告しておきたいと思っております。

続きまして法人税に移りますが、あなたはこの間、当委員会におきまして、田中委員の質問に答えまして、法人税は期待できない、こういうふうにおっしゃいました。なぜ法人税が期待できないのか、法人税がなぜ斜陽税なのか、そこを説明していただきたいと思っております。

○国務大臣(水田三喜男君) まあ法人税が利潤に對する課税であるという限りにおいては、将来において法人税がどうなるであろうかということ、企業は利潤というものがどういふふうに変化していくかということを考えますと、利潤に對する税というものは、率直にいつて斜陽的な性格を當然持つてくるであろうというふうに私は考えます。

○須藤五郎君 大臣が衆議院で、その点ももっと詳しくお答えになっておられるんですが、それを私は拝見しておりますと、一体、この法人税を斜陽税にしてはどうかというところなんです。これは私は政府自身だと思っております。人為的に法人税を斜陽税にしてはどうか、いまの自民党政府だと言わなければならぬと思っております。税金は利益にかけるわけでしょう。これがたまたまだと思っております。だから、独占に對しましては、利益があつても、租税特別措置法とかいろいろの口実を設けて、税金をまけてやっております。税金を取らうとしない。税金を取らないこととしてやっております。そうして一昨年、この租税特別措置法並びに他の免税、非課税で一兆三千億余りの減税が、独占に對しては、大企業に對してはなされておるのです。何でこの税金を取らないのか。これを取れば、法人税は斜陽税だなんていうことはできないと思つておられる。おかしいじゃないですか、こういうことは。政府みずからが、法人税が斜陽税になるようなやり方をしている。取れる税金を取らないで、法人税は斜陽税だとして、将来売り上げ税をつくらなければならぬというふうな考えをあなたが持たれるということ、これはとても許すことができないものだ。

独占はね、ずいぶんもうけておられますよ。この間も私は一例をこしの製鉄会社にとつたんですが、こしの三月決算によりますとね、八幡製鉄は計上利益が七十億円で、減価償却百八十四億、特別償却四十六億、こんなばかげたもうけを製鉄会社がやっております。大手五社合計いたしますと、計上利益が二百三十七億、減価償却六

百七十億です。特別償却は二百五十億です。こんなばかげたことを許しておいて、それで法人税は斜陽税だとして、あくまでも独占を太らして。こういう政策をとつておられる、これが自民党の政治じゃないですか。何でこういう独占から税金を取らないですか。取るべき税金を取らないで、斜陽税だとして、売り上げ税を創設し、大衆を攻撃しようとする。こんなことは許さるべきものではないと思つておられる、大臣。

あなたは、福祉国家への阻害税だと衆議院の大蔵委員会でおっしゃる。私は、法人税というものは、将来福祉国家への阻害税になりはしないかということを実際は考えるので、国民に散らすものを散らすおいて、国民の所得の中から税金を取るといふ方向もございまして、こゝろ答えておる。福祉国家への阻害税だ、こゝろあなたは何も言っていない。それは確かに阻害税と言えらるかも知れません。そんなことを大臣がおっしゃるならばね、消費税、間接税、所得税、事業税、すべては、われわれ人民の側からいいますならば、これらの税も全部、われわれの側からいいますならば、これは阻害税なんです。そういうことになりまして、これを一体あなたはどのようにするのですか。

このわれわれの立場をほうっておいて、一方で売り上げ税を創設し、一方で独占に對する法人税を有名無実のものにして、こゝろ、こゝろ、こゝろ、この宝を生むものは資本家であると、こゝろ、こゝろに言つていらつしやいます。国の宝はこゝろは労働者であつて、決して資本家ではないのです。国の宝労働者を縛り上げておいて、大衆福祉を保障する国家など、そんな大きなことが、大臣、言えると思つておられますか。資本の自由化に備えて国際競争力を強めなければならぬ、こゝろあなたは、おっしゃるかも知れませんが、それならば、人民の犠牲による資本の自由化などはやめてしまつたほうがよいと思つておられる。あなた方は人民の犠牲によつて独占専制の国

家をつくらうと、こゝろこゝろに考えておられる、こゝろ言われてもしかたがないと思つておられます。次に、時間ありませんから、租税の景氣調整機能につきまして……。

○国務大臣(水田三喜男君) いまのところですね、答弁します。

だいたいこゝろの考えておられるとは違つておられる、一人で述べられたような感じがいたしますが、私は、税理論において、いまあなたの考えておられるのが古いと思つておられます。たとえば、大きい企業をして何千億という所得のあつた会社が、赤字であつたら一円も税は出さなくてもいい、小さいところでは、營々として冗費を省いてほんとうに能率をあげてわずかに黒字を出しても、これは税金を払う、このたまたまが合理的であるかどうか。結局、利潤に課税するというのがこれからの近代的な税制であるのか。これは相当福祉国家の建設というやうな面を阻害する税制であるかどうか。利益にかけられるということになつたら、正当な労賃の分配というものも、それによつてなかなかしない原因になるでしよう……。

いろいろな問題がありましたら、共産党なんか率先して、利益に税をかけるなんて古い税制をやめたらどうだという考えが私は出さうなものだと思つておられる、こゝろ、こゝろ、こゝろ、それはこゝろとまたこゝろで短時間に議論すべき問題ではございませんので、ゆつくり私はその議論はやりたいと思つておられます。

私はちやうど、昭和二十五年でしたか、シャウブさんが来られたときに大蔵省の政務次官をやつておりました。あのとき付加価値税についてシャウブさんに反對して、しまいまでみな抵抗したのですが、あつたやうな形になつて、実施はしませんでした。ところが、当時研究が私どもも考えて足らなかつたやうな気がいたします。こゝろ、こゝろ、こゝろ、敗戦後の日本の経済の中へあつたやうなものがすぐ取り入れられるかどうか。条件の未成熟という点ははつきりあつたと思つておられますが、しかし、この付加価値税と

……

いうようなものが将来日本の税制において一ぺんも考えられないでいいか、あるいは再検討される時期が来るかどうかというふうなことも、まだこれは予測はできないので、これもやはり私は一つの将来の課題であるというふうな考えをいまして、そういう課題を幾つかの間述べたというところで、いままですぐ付加価値税を日本にどうか、売り上げ税をやるとかということを言ったわけではございませんが、経済がどんどん変わっていくときに、長い将来を見通して、新しい税制の開発というふうなものややはり私は考えていく必要があるだろう、これを述べただけで、さっきあなたももうずいぶん研究されているように、何段階にどうい課税をするというふうなお話までございまして、まだ私もそこまでは考えておりません。

○須藤五郎君 私が言いたのはね、税というのは利益にかけるものが本質だ、本筋だと、こう言っているのです。私たち、事実そういう税を取られているじゃないですか。私たち人民労働者が得た利益を資本家に一べんしぼられて、そしてまた国家権力によって税金という形でそのもうけた金をしぼり上げられる。そして苦しい苦しい生活をしておる。ところが、独占資本はですね、あなたのおっしゃる通りに、もうけたものに税をかけた。もうけた人に追いつけるように、一昨年の減税ですが、私らの計算ですと一兆数千億ですよ。かりに一兆としましよ。一兆という金額はたいへんな金額ですよ。私はこの間計算してみましたよ。毎月十万円われわれが会社から金をもらって帰ってくる。飲み食いせず十万円たんのすの中にしまひ込むのです。何年たつたら一兆円になると思いませんか。八十三万年前から一兆円になるのですよ。はるかのはるか向こうですよ。八十三万年前の歴史の始まる前から、それから毎月十万円ずつたんのすの中にしまひ込んでやると今日一兆円になるのです。そういう膨大な金を、これを独占資本にただでやる。税金まけてやる。こんな政治をしているのはけしからぬ。何でこう

いう人たちは税金を取らないか。われわれからばかり巻き上げて、何んで取らないか。税金というものは利益のあるところから取つたらいいじゃないですか。あなたの言うのはへ理屈ですよ。まあきょうはあんまり理屈を言ひ合っている時間がありますから、私はその点についての議論はこれでやめますがね、私たちの言うことももっとすなおに受け取って……。今日日本の労働者はどんな立場に立っておるか。そしてあなたは、独占に金をくれてやるのは福祉国家をつくる。——冗談じゃありませんよ。そんなことをしておつて福祉国家ができるものではない。働く労働者に十分に給料を出して文化的でりつばな明るい生活のできるような政治、これをやらなかつたら、どうして福祉国家なんて言えますか。独占に金をくれてやつて福祉国家をつくるなんて、全く私はふざけた言い方だと思つておる。

次に、租税の景気調整機能についてひとつ伺つておきたいと思つておる。租税特別措置法の六十六条の五、「租税に依る利子税の特例」、これは憲法違反ではないだろうか。私は憲法違反だと思つておる。憲法八十四条の租税法主義に反するのではないか。この点の大臣の所見を伺いたいと思つておる。

○説明員(結城義人君) 租税法主義でございしますが、これは税率、課税標準、義務者といった基本的な点において法律の規定を要するというところをございまして、手続関係ないしは利子税等につきまして、法律の委任によって政令に委任するというようなことは憲法違反ではない、かように考へております。

○須藤五郎君 私は、憲法違反だ。なぜ違反しないのかという点を、もう一べん重ねて聞きたいと思つておる。この条文は、延納利子税を日歩二銭から日歩三銭五厘の範囲内でまとして課税する権限を政府に与えてくれ、こういうことなんでしょう。まとして課税する権限をくださいとは一体どういふことなんでしょうか。そんな課税の対象はあります。税金というものはちゃんと税率がきまつて

おるのですよ、所得税でもなんでも。それを日歩二銭から日歩三銭五厘までのこの幅を一つもきめないで、全部政府にまかしてもらいたい、これがこの法案の精神なんですよ。いままでの税法では、上限下限の範囲内でまとして課税するというような権限を政府に与えた法律はただの一つもないです。明らかに租税法主義に反するものだと私は考へておりますが、大蔵大臣、ひとつ御意見を……。

○国務大臣(水田三喜男君) 政府に広範な裁量の余地を与えられたものがありましたら問題でしょうが、この場合はそうでございまして、一定の要件を満たした場合にそうすること、政府はいわば要件が満たされたかどうかを認めるだけの立場といたしまして、実質的に政府の裁量の余地はないというふうなことからしまして、租税法主義にそむくというふうな性質のものではないと思つておる。

○須藤五郎君 こうなつてきますと、法制局の方を呼んで、法制局の立場でこれらが憲法に違反しないかどうかというものを明らかにしなければならぬと思つておる。私たちが、これは明らかに憲法違反だと思つておる。租税法主義でちゃんと税率というものはきまつておるわけですよ。これは日歩二銭から三銭五厘。きまつていないじゃないですか。上と下を区別しただけで、その中間も何もきめないで、そうしてこういうものを国会に出してきて、国会にのめ、政府にこういう権限を与えろ、こういうことは憲法違反だ。租税法主義の精神に反する。明らかにこれは私は憲法違反だと思つておる。もしもここに法制局の方がいらっしゃつたら、法制局の方の意見を聞いてみたいと思つておる。来ていませんか、きょうは。

○委員長(竹中恒夫君) 見えておりません。

○須藤五郎君 それじゃ、後日この問題は……。私は憲法違反だと思つておる。こういうやり方は。あなたは違反じゃないというなら、もう一べん明らかに理由を述べてもらつておいて、そして後日法制局長を呼んできて、そうして法制局長の意見も確かめようじゃないですか。私たちは、これは違憲だ。こんな税のかけ方はないですよ。たとえば、所得税だって全部税率がきまつておるんじゃないですか。税率をきめないでこれだけの幅を持たして、これは全部国会で承認して、そして政府が自由にやらせるようにしてくれ。これは明らかに租税法主義に反するものです。時間がありますので、これは後日に留保いたします。

○国務大臣(水田三喜男君) 法定主義の求める基本的な問題に触れた問題でない限りは、別に租税法主義と衝突するものではないと思つておる。いままでの場合はそれ以外の問題において、たとえば法定歩合が上がつた、どれだけ上がったときにどういふふうな金利を増すかというふうな、ほとんど、別に政府がかりに裁量の余地を持ったものではございませぬ。一定の要件が満たされたらこういうふうになるというものが詳しくきめられた上での措置でございまして、私は全然、政府がかりに広範な権限を持つてどういふ問題ではないので、どこにも問題はないと思つておる。

○須藤五郎君 それはこういふ法案を通してはしという政府の立場からそういうことを言うのでしょ、しかし、それは政府の一方的な御都合主義ですよ。やはり租税法主義を厳密に守つていく精神があるならば、こういうことはできないはずですよ。あくまでも私たちはこれは租税法主義の精神に反する、そういうふうな考へますよ。これは後日にもう一べんひとつやり合ひましよう。

次に、政府は租税特別措置法に新しく一節を設けまして、第七節の二、「景気調整のための課税の特例」という節をつくりました。今後、政府は租税の景気調整のための条文を拡大し追加していくおつもりであるかどうか、そういう点をお聞きいたします。

○国務大臣(水田三喜男君) いまのところはございませぬ。

○須藤五郎君 将来はどうですか。

○国務大臣(水田三喜男君) 将来も……。いま考えておきますのは、たとえば政府の政策が一方で引き締めをする、そうして設備投資を押えるという政策をとっているときに、税制のほうではそれに対応した措置がとられていない、そこに矛盾があるということ、やはり政府の政策において税制も自動的にそこが変更されることが好ましいということからできた特別措置でございまして、そのほかに税をもつて、それからもつと広範にしようというような考えは、いま持つておりませんので、今後この程度にし、これ以上拡大しようとは思つておりません。

○須藤五郎君 じゃ、当面は拡大しない、将来もそういうことはしない、こういうふうにはつきり理解していいんですか。

○国務大臣(水田三喜男君) いまのところはそう考えております。

○須藤五郎君 いまのところというから、それじゃ将来はどうなんですか、また将来そういうことをやり出すんじゃないかということ、私は質問しているんです。だから、現在こうやったけれども、将来はこういうことは絶対しませんというふうにはつきり確約できるのですか、どうですか。

○国務大臣(水田三喜男君) いまの税制では、せいぜいこの程度以外のことは考えられないと思ひます。

○須藤五郎君 あなたはいまでは景気調整というよりなことを言つていらつしやいます、究極のねらいはそこにあるのではなく、全く別のところに考えがあるのではないか、こう私たちが考へておるんです。現に、あなた方が手本としておられるのアメリカ、イギリス、フランスなどで、売り上げ税などの間接税や所得税の税率を政府の権限で上げ下げし、消費抑制という名目で人民の生活を抑圧しておるんですよ。その上にイギリスとフランスでは、こうして公共企業体の労働者の賃金を政府の権限でストップして、凍結しておる。これがあなた方のお手本である欧米の実態なんです。こ

の点は大蔵大臣も御承知の点だ。あなた方のほんとうのねらいはそこにあるのではないですか。現に売り上げ税や賃金ストップをもくろむ所得政策とあなた方はすでに口に出して言つておるではないですか。日経連や経団連と一緒にいって、日本の労働者の賃金をストップしなければならぬというふうなことを言つていらつしやるんじゃないですか。あなた方がこのような政策をあくまでやろうと思われるのなら、フランスではすべての経済政策に関する権限の政府委譲に反対をいたしました。先ほど、フランスの労働者二百万人以上がゼネストを打ちましたように、日本でも労働者はじめ全人民は、売り上げ税の創設とか人民の生活と権利抑圧の政策に対しては黙つておりません。必ず、そういうことをされるならば、労働者人民は立ち上がつて戦うであろうということをあなたに私は警告して、私の質問を終わりたいと思ひます。

○委員長(竹中恒夫君) これにて休憩いたします。

午後零時十一分休憩

午後一時五十分開会

○委員長(竹中恒夫君) ただいまから大蔵委員会を再開いたします。

所得税法の一部を改正する法律案、法人税法の一部を改正する法律案、相続税法の一部を改正する法律案、租税特別措置法の一部を改正する法律案、印紙税法案、以上五案を一括して議題といたします。

質疑のある方は順次御発言を願ひます。

○野上元君 質問に入ります。前に大臣の都合を聞いておきたいのですが、大臣は二時から衆議院の本会議に出られるのですか。

○国務大臣(水田三喜男君) 二時から出席要求が出ております。

○野上元君 そうすると、十分間しかないので、あまり聞けないと思ひますので、できるだけか

いつまで質問をしたいと思ひます。

まず最初に、税制調査会が本年答申を出しておりますが、四つの問題について答申が出ております。つまり、この基本的な考え方といひますか、調査会に流れておる思想というものは、長期税制のあり方についての中間答申、この中におおむね明らかになつておると思ひます。したが、いましめて、この長期税制のあり方についての税制調査会の考え方、あるいは思想というものについて政府当局はどのように考えられておるか、この点をまずお聞きしたいと思ひます。

○国務大臣(水田三喜男君) いままでそうでございまして、税制調査会の答申に対して、大体その線に沿つていままでも全部施策をしまひました。今後大体その線に沿つていきたいと思います。

○野上元君 ただいま大臣から御答弁がありましたが、大体の線に沿つて尊重して、こういふお答えでございしますが、この税制調査会の考え方の中に、どうしても大蔵当局としては、あるいは政府としては納得できない、反対であるというふうな個所はございしますか。

○国務大臣(水田三喜男君) いままでのところ、政府としてどうしても納得できないというものはございしません。ただ、御承知のように、租税の特別措置について毎回税制調査会のいろいろな御意見がございしましたが、従来これは政府側において取り上げなかつた。今回私どもはこの答申の線も取り上げて解決に乗り出すというところでございします。従来からそのほかには特に政府は反対するといふものはございしません。

○野上元君 大蔵大臣は同僚委員の質問に答へまして、たとえば間接税の比重の引き上げというふうなことを将来やりたい、このように考へておられることを答弁されたのであります。この税制調査会の二ページに出てまいつておりますが、昭和四十一年度予算ベースとしても、国税収入総額の約四二%は間接税、こういうことになつておるようでありますが、この四二%という比重と

いふものは大蔵大臣としてはさらに上げていかなければならぬ、このように考へられておるかどうか、その点をお聞きしたいと思ひます。

○国務大臣(水田三喜男君) 税制調査会ではその比重を何%、何%にするかは言つておりません。いまの程度は維持することが望ましいという大體意向のようではございします。もしそうであるとしたら、これをほらつておけば、従量税にしろ、従価税にしましても、ほらつておけば比重というものは年々下がつていく、こういうことになつていくので、途中でこれを見直して、そうして訂正していくという努力をしないといふことになりまして、今回やりました印紙税とかあるいは登録税というふうな見直しをときどきやるということではない、この比重は保てないというふうに考へております。

○野上元君 税制調査会は、ここでもはつきりさせておられますように、個別消費税を中心に間接税等は直接税の補完税としてその存在を認めておる、こういうふうにはつきりと言ひ切つておるわけですね。この補完税であるという考え方、立つと、四二%というのでもすでに高いのではないかと、どう考へますが、その点は大蔵当局としてはどのように考へておられますか。

○政府委員(堀崎潤君) ただいま数字の御指摘がございましたので、私から補足させていただきます。先ほど大臣が御発言されましたように、所得税の累進効果あるいは法人利益の増大等によりまして直接税のウェイトはまあほらつておけば高まりつつあるところではございまして、税制調査会は四二%と言つておりましたが、今年度はこれを減税後で見ましても間接税はさらに低下いたしまして、四〇・七%が間接税の割合でございまして、直接税は五九・三%、前年は間接税は四一・二%でございしますから、〇・五%下がり、直接税は五八・八%でございしましたから、〇・五%上昇している、こんなような数字になつております。

○野上元君 そのことはこの税制調査会の答申の中にほつきり出ておりますね。将来直接税が経済の発展に伴って飛躍的に増大してくるであろう。弾性値も高い。したがって、直接税のほうが飛躍的に増大し、間接税は比較的減っていくだろう、こういうふうに見通しを持っておられるわけですが、そのとおりに、いまあなたが言われたように出てきておられますね。これは大蔵大臣としては答弁の中で、間接税はもつと引き上げたいのだ、こういうふうにご答弁されておられるので、それではちょっと現実の姿とあなたの方がやっておられる政策と、行政施策と大臣の考え方は逆行しつつあるのじゃないか、こう考えたので、ちょっと大臣の考え方を聞いたんですが、その点はどうか。

○国務大臣(水田三喜男君) これは午前中の御質問と関連することでございますが、提案というわけではございませんで、将来の長期税制のあり方を考えるときに、将来、いまの税制以外に別個な税制、たとえばということで売り上げ税を申しましたが、そういうようなものを検討していく、再検討する必要があるやしないか、一つのそれは課題であろうということも申しました。そうしますと、将来もしそういうものが検討されるということになると、間接税の比重は上がっていく可能性もございまして、この点は将来どうだという見通しを聞かれたときにそういうことを述べたわけでございます。またこれが具体的に、いまだどういふ税を将来取ってどうするということをごきめておられるわけではございませんので、ただあのとき将来の見通しとしてそういうことを申し述べただけでございます。

○野上元君 大臣が将来の見通しを述べられたというところ、気持ちばかりです。しかし、大臣がすでに今日そのような考え方を持っておられるならば、少なくとも四十一年度の予算ベースにおいて間接税の占める率より、今年度、四十二年の予算ベースにおける間接税の占める率は当然高くしなければならぬ。そういう努力をしなければいかぬはずでしょう。このまま放置しておれば、

だんだん下がっていくという見通しを税制調査会も持っておるし、あなた方もそういう見通しを持っておるのに、あなたは上げたいのだが実際には何も手をつけておられない。結局下がっていつていけるのじゃないかということになると、あなたが上げたいと言われることは、単なる答弁なんですか、それともあなたの本心なんですか。その点はどういふふうにお考えなんですか。

○国務大臣(水田三喜男君) まあ、努力のあらわれは、印紙登録税等にもあらわれておりますが、それよりも、何としても所得税の伸びのほうが非常に大きいということでございますので、比重と普通点からいいますと、なかなか間接税が普通点の形では直接税に比重を保って追いついていくということではできないのじゃないか。下がる傾向が強いと思っております。

○野上元君 いずれにいたしましても、直接税と間接税のバランスというのを大臣は言われておると思っております。したがって、そのバランスがくずれたときには、再びもとに戻すというふうな努力をする必要がある、こういうふうにおっしゃられると思っておりますが、しからば、いま大臣がおっしゃるに努力をしておるのか、その点を聞かしてもらいたい。

○国務大臣(水田三喜男君) これはどうも、一概にどの程度というところはむずかしいことと思っております。

○野上元君 その根本的な比率が、バランスというものが確立しておらなければ、その比率がくずれてきた、あるいはばらばらになってきた、だからもとへ戻すのだといっても、指標がないんですから、あなたは言うだけに終わるんじゃないですか。やはりその基準をどこかに早く求めなければならぬのではないですか。その点はあまり重要ではない、こういうふうにお考えですか。

○国務大臣(水田三喜男君) 間接税の比重が増すというところは、これは国民所得との関係できめなければならぬと思っております。将来国民所得が非常に多くなり、国民消費が非常に多くなって、生活水準が上がるといふときには、この間接税の比重が若干上がるといふことも言えると思っておりますが、いまの国民の所得水準で間接税を上げるということにはいろいろ問題がございますし、したがって、やはり所得水準に応じて直接税と間接税の比重を適宜にはかかっていくよりほかにしかたがないのじゃないかということをお考えますと、いま何%になるのが理想かということ、簡単に言えないと思っております。

○野上元君 その点は私もわかりません。わかりませんが、あなたが言うられるものだから、もう少し引き上げなければならぬと言っているから、それなら何%ぐらいを目標に引き上げを計画しておるのかという質問をしたところが、現実には下がっておる。それで、あなたの言ったことは、ただ口で言っただけで施策の中には全然あらわれておられないのじゃないか、こういうことを実は心配したわけなんです。その点はその程度でとめておきます。

日本における税制のタイプを、いわゆる英米型にしよととしておるのか、あるいは大陸型にしよととしておるのか、その点はどういふふうにお考えですか。

○政府委員(塩崎潤君) 大陸型の中でもドイツとフランス、イタリーと比べておられます。ドイツのよく予算書なんかを見ますと、ドイツの直接税、間接税の割合は半分半分ぐらいで、この程度がドイツ人の心理状態に合致しているのだというふうな説明がございまして、フランスやイタリーになりますと、間接税の割合が多い。アメリカのようになりまして、断然直接税の割合が多い。こういうことではございますが、これまでの趨勢から見、一般の納税者の心理状態の要請から見ますと、日本型と申しますか、ドイツに近いような割合、あるいはそれより少し直接税の割合が多いよ

うな趨勢をこれまでたどってきておられます。二十五年の六月、シャウプ税制は非常に直接税に重点を置いたように見えますけれども、そのときよりも現在のほうが、所得税の減税が行なわれながら、直接税の割合が多い。しかし、このことは税制がそうしたというよりも、むしろ経済成長が世界の各国に比べて激しくて所得水準の伸びの上昇が著しかったと。したがって、所得税の減税があつたにもかかわらず、直接税のウェイトが高い、こういった結果だと思っております。

○野上元君 大臣も忙しいようですから、あまり長く聞けなくて私も残念なんです。さらに、この税制調査会の長期答申の中では、たばこ益金の問題に触れておられます。たばこ益金の上昇であるとか、あるいは原料の上昇であるとかいうような関係で、実際に実質的国民の負担率というものは低下しつつある。したがって、他の税率も勘案して将来これを手直しする必要がある、こういう勧告をしております。一言でいえば、たばこの値上げをやるべきである、こういうふうにお考えられるわけですね、この答申を読みますと、この答申については大臣はおおむね賛成であると、こういうふうにおっしゃるのですから、大蔵当局としてたばこの料金を近いうちに値上げする、こういうふうにお考えでよろしいですか。

○国務大臣(水田三喜男君) たばこについては、いろいろ政府内でも慎重な検討を行ないました結果、値上げはしないといういま方向をきめております。

○野上元君 それでは、政府委員の方にさらに続けて質問したいと思っておりますが、いまのたばこ益金の問題ですが、税制調査会の答申をすなおに読めば、これは値上げをしるということに解釈ができませんと思っておりますが、大蔵当局としてはどのようにこれを解釈されておられますか。

○説明員(海堀洋平君) 税調の長期税制のあり方についての中間答申で、いま先生のおっしゃいましたような答申を受けております。これは長期の見通しでございます。まず前段で言っているこ

とは、たばこの原価が上がったにもかかわらず、これを定価に転嫁させないで据え置いておる場合には実質的な減税が行なわれている。したがって、たばこ消費者の実質的税負担が他の間接諸税と均衡をとれるような価格の改定について検討してはどうか、こういう答申でございます。

で、おっしゃっていることは、そのとおりでございます。問題はいつ、どういう形でその均衡をとっていくかという点と時期と政策の問題だらうと思ひます。ただ、まあたばこが非常に広く国民に消費されている嗜好品でございます。そので、税体系の均衡という問題とともに、国民の消費生活に与える影響も考えなければなりません。

時期、方法等は慎重に検討する必要がありますかと思ひますが、基本的な考え方は税調の中間答申で、間違っていないのじゃないかと考えております。

○野上元君 たいだいまお答えがございましたけれども、税制調査会の私は考え方もあまりよくわからないのです。このたばこ益金に関しては、というのは、他の税率と均衡をとる、均衡を失する、あるいは意図せざる実質的な減税が次第に行なわれつつあるので、他の税率との均衡を失するようになるだろう。したがって、これをもとに復元せよという意味だと思ひますが、そもそもたばこの益金が他の税率と均衡を考へるほど安いものではないですね。低いものではないですね。これは圧倒的な高きで、それではどが正しい均衡なのか、その点はどういうお考えですか。

○説明員(海堀洋平君) 何が妥当な税率かという問題でございますけれども、これは本質的にどうあらねばならぬというよりも、やはりある状態において均衡をとっていたと考へられる時点、たとえば戦前における間接諸税の体系、あるいは戦後一応安定したときの間接諸税の体系、そういう中にあって、その後税率がどういうように推移してきたかということ、税制調査会は見ているのだからと思ひます。あまり正確な統計ではございませんけれども、戦前の安定時であるといわれます九十一一年の益金率が五八・二％でございます。その後

戦後、一応昭和二十七年に独立いたしました。その後三十年代に入りましては日本経済は安定したかと思ひますが、その時代の益金率が大体六六％程度で数年推移しております。大体六〇％程度、諸外国の例を見ましてももう少し高いのでございます。一応戦前の五八・二％、あるいは三十年代の数カ年の六五、六〇、そのあたりをめぐらして見ますと、現在の税率が一一％といたしまして、益金率が原価の上昇によりまして五五％程度になっております。したがって、税体系の上で、間接諸税の体系の中で税率が徐々に下がってきているということ、税制調査会が言っているように事実でございます。

価格も、まあたばこは新銘柄を出しておりますので、正確なことは申し上げられませんが、ピークが四十円になりましたからすでに十五、六年経過してございまして、価格も長く据え置いている。その中でたばこを中心とします製造原価がどんどん上がっていくということで、益金率が五五％程度まで低下したというわけでございます。

○野上元君 そういふ説明もありましよう。ありましようが、たばこ益金の場合には形式的には間接税の手続がとられております。しかし、これは実際には他の税と均衡を保つということが大切ではなくして、国家の財政需要の面においてこの点は大きく左右されるのではないですか。その点のほうは大きいのではないでしようか。

○説明員(海堀洋平君) 専ら益金を含めまして、税自体が財政需要からの要請に基づくわけでございます。たばこの事業も専らである限り、基本的に財政需要がいかにあるかということが価格を考へる基本だろうと思ひます。その財政需要をどういふふうにするかという形であります。たばこ事業も他の間接諸税との均衡がその次に問題になってくるらうと思ひます。

ばならぬだろう、しなさいという勧告だと思ひますが、大蔵大臣は、値上げをしません、こう言っております。これは大臣がいないので答弁が願えないと思ひます。この問題は非常にむずかしい問題になりましたから、幸いに企画庁長官が見えておりますから、経済企画庁長官は長期経済計画の立案責任者としてこの問題をどういふふうにとらえておられますか。

○国務大臣(宮澤喜一君) いま前のほうでどういふお話の続きがあったか、中途から参りましたのですが、この問題と言われましたのはどれをさして……。

○野上元君 いまのたばこ益金の値上げの問題。○国務大臣(宮澤喜一君) いまお話を伺っておりますが、私には局外者でございますが、そのたばこの益金率と税率との均衡ということばは確かにどういふ意味合いなのか、先ほど政府委員が答えられたようにでも理解をすべきものか、しかし御質問の趣旨も私にもよくわかるような気がして承っております。私も、こういう物価情勢でございますから、当面たばこの値上げはしてほしくないと、すべきではないということ、ただいままでまいっております。大蔵大臣も先ほどさういふふうにお答えされたわけでございます。

ですが、まあその現実のいつからどう上げるというふうなことでなく、純粹に経済理論の問題として考へますと、確かにいろいろなコストも上がっているわけでございます。十何年据え置いているというのであれば、やがてはさういふ問題を検討する時期が来るのではないだろうか。まあ物価安定の見地から申しますと、その時期はなるべく延ばしたいと思ひますが、もし消費者物価が非常に落ちついてきたというふうなときには、ある程度現状に照らして調整をするというところは、これは経済理論としては考へなければならぬ時期が来るであろう、さういふ感想を持っております。どうも局外者でございますので、あまり明確に申し上げられませんが、お許しくださいと思ひます。

○野上元君 さらに税制調査会の答申に触れていきますが、この税制調査会の答申の中には、租税特別措置についてやはり触れております。そしてこれが既得権にならないように、あるいは慢性化にならないように、こういうことが強く要望されておるわけでございます。これはちょうど例の独禁法と同じであります。不況カルテルを簡単に結んで、それが既得権になってしまふ、あるいはトラストを行なう、それが常態になってくるというふうなことがしばしば産業界で問題になっておると同様の傾向が、この租税特別措置の中に生じてくる心配がある、さういふふうな考え方から特にこれが出ておるのだと思ひますが、今日租税特別措置の適用を受けている業種はふえつつあるのですか、減りつつあるのですか。

○政府委員(塩崎潤君) 租税特別措置は非常に数多くございまして、一概に業種と言われましても、なかなか答えにくいわけでございますが、特別償却の業種となりまして、これは時期に応じまして整理縮小、あるいは増加したこともございまして、大体縮減の傾向でございますけれども、なおその他のたとえば今回公害防止施設の特別償却というふうなことを追加いたしておりますが、そんなことを入れますと、追記の点もあり、調査会の言っております流動改廃が行なわれておるに、必ずしも一がいにふえた、減ったとは言ひにくいと思ひます。

○戸田菊雄君 あとで大臣が来ましたら、詳細は聞いてまいりたいと思ひます。関連質問をやりまします。

一点、いまの問題で聞いておきたいんですが、非常にいまの主税局長のお答えの内容は抽象的だと思ひます。私の調べた範囲内では四十七項目に分類される。そこで、具体的に聞くんでありますけれども、四十一年から四十二年十二月までの期限のもので、所得税関係でどのくらいあるか、それから法人税関係でどのくらいあるか、それから所得税、法人税共通のものでどのくらいあるか、それから登録税関係でどのくらいあるか、

それから通行税関係でどのくらいあるか、この内容についてひとつ詳細にお答え願いたい。

○政府委員(塩崎潤君) 期限の切れず租税特別措置の一覧表は、資料といたしまして御提出申し上げておきますので、一つ一つ説明しますとたいへんでございますが、いずれも資料として御提出申し上げたいと思っております。

○戸田菊雄君 数です。いま言った分類の数でいいです。

○政府委員(塩崎潤君) 四十二年の三月に期限の切れましたとえば利子所得の分離課税、それから配当の源泉徴収の税率の軽減、それから配当の源泉選及び確定申告の不要、それから証券投資信託の収益分配金の分離課税、これが貯蓄関係の一つグループでございます。それから、四十二年に期限の切れますものとしては、輸出割増し償却制度、それから航空機の通行税の軽減、それから協業のための現物出資の特例、新築貸し家住宅の割り増し償却、新築住宅の登録税の軽減、特定公共事業に関する譲渡所得税の特例、交際費課税の特例、大体以上でございます。

○野上元君 この税制調査会の答申に言っておるような既得権化あるいは慢性化というふうな傾向は、現実にはあらわれておるんですか。おるから、こういう一つの強い勧告が出ておるんじゃないですか。その点はこのように見えておられますか。

○政府委員(塩崎潤君) 非常にむづかしい御質問でございますが、私もときおり慢性化するではないかというのを申し上げます、いや、まだまだ効果が十分出てきていない、まだ時期的にこの措置を切るの早いというふうなお話もあり、そこに効果については非常な見方の差異がございます。そのあたり、むづかしいので、私もは判断に苦しむ場合がございますが、そういうことの評価を考えますと、一がいには言い切れないのではないかと思います。

○野上元君 この問題は後ほどまた戸田委員が集中的に質問されるので、この程度にとどめておきたいと思っております。

さらに、税負担率の問題についても触れておりますが、これを見ますと、新長期経済計画の最終年度においてはおおむね現在より二〇%程度上昇するであろうと、こういうふうに見通しをうたっておるようでございますが、現在の税負担率というのはどれくらいですか。

○政府委員(塩崎潤君) 改正後の国税におきましては一八・五%でございます。

○野上元君 これは改正直後ですね。そうすると、平年度になると、給与所得などが上がってまいりますと、これは少しまたパーセンテージがふえてきますか。

○政府委員(塩崎潤君) 来年度の国民所得の計算がまだ出ておりませんので、税負担率は正確に申し上げることができないと思っております。いまの一八・五%と申しますのは、地方税を入れました改正後の数字でございます。

○野上元君 大蔵省としては、大体どの程度が適当であり、その守るべき率といたすのをどの程度に置いておられますか。

○政府委員(塩崎潤君) 経済発展計画におきましては、所得税の減税が一応予想されておりますが、それをしんしゃくいたしまして、二〇%程度上がってもやむを得ないであろう、こんなふうな見方をしております。

○野上元君 そうしますと、端的に御質問しますと、大体二〇%程度が適当であろう、こういうふうにお考えですか。

○政府委員(塩崎潤君) 適当であろうという評価までではいたしておらない、大体現在のところではそんなふうな推移をたどるであろうというふうな見方でございます。

○野上元君 それは努力する目標ではなくして、流動的な経済の結果としてそういうところに落ちつくだろう、こういう見通しですか。計画というものは、一つの基本方針というものはないので、

○政府委員(塩崎潤君) 所得税につきまして、一つの計画を税制調査会では長期答申の中に示して

おりますが、それを行なった後の一応の目安でございます。

○野上元君 この答申で言っておる「二〇%程度上昇するものと予想される」というのは、現時点に比較して二〇%程度上昇を見込んでおられますか。この税制調査会で言う現時点における税負担率といたすのはどれくらいのもので、この答申の時期における。

○政府委員(塩崎潤君) GNPの計算方式は違っておりますが、そのときでも二〇%程度に考えておりました。

○野上元君 そうしますと、税制調査会では、傾向としては二〇%ぐらいになるだろう、こういうふうにご予想しておられますが、ここで言っておる「新長期経済計画の最終年度」というのですが、これはどういふことなんでしょうか。これは大蔵省でなくて、経済企画庁長官のほうですか。「新長期経済計画の最終年度」においては景気の回復とあいまって現在の水準よりおおむね二〇%程度上昇するものと予想される。、こういうふうにご言っておられますが、そういう長期経済計画がいまなされておるのですか。

○國務大臣(宮澤喜一君) これは最終年度でございますから、昭和四十六年を考えておるわけでございますが、あの計画をつくりましたときに、やはり振りかえ所得の伸びを相当私どもとしては思い切って見たわけでございます。年率にいたしまして一六ないし一七%ほど見ておるわけでございます。したがって、これはそういう意味で、納税者の社会的な負担がやはり重くなるということでもございますし、また、公共投資も御承知のように相当考えておりますし、そのときには所得水準も相当向上することでございますので、ある程度租税負担率が先進国に近づいていく、また、いって負担をしてもらえるのではないかと、基本的にはそういう考え方がございまして、ああいう、ただいま仰せのようなポイントぐらゐ上がるということを予想したことになったわけでございます。

○野上元君 国家の予算をきめるとき、税収と対比してやられるわけですか。どちらが先なんですか。たとえば財政需要の計画ができて、そして国家の行政施策というものがきまると、それに幾らぐらゐ要するから税金は幾ら要するのだ、こういうふうなやり方をされるのですか。それとも、税収はこれだけしかないから、財政需要はこれだけあってもこれだけに縮めるのだ、こういうふうな関係にあるのですか。その点はこの関係にあるのですか。

○政府委員(塩崎潤君) 私が答えていいかどうかわかりませんが、まあ税収、さらに公債の規模、財政需要、総合的にきめられると思っております。

○野上元君 まあ後ほど公債の問題でもちょっと聞きたかったので、今日は御承知のように、財政法四条が非常に大きな強い制約をいたしておると思っております。したがって、公債による財源の補充はあまりむちゃくちゃにはできないと思っております。戦前のように、そうしますと、ある一定の限度があると思っております。今日八千億の公債発行をしようとしてもいろいろ問題があるところなんです、これをさらにふやすということになると、

これまた相当大きな論議を呼ぶものと思っております。そうしますと、公債の発行というものは、それより要素を持ってなくなるのじゃないかと、将来、それよりやはり税収というものがどうしても大きな財源になってくるというふうにご考えられるのですが、その場合、いまあなたが述べられたように、いろいろものを勘案しながら国家財政がきまっております、こういう御答弁でございますが、それは当然そうなると思っております。なると思いますが、それでまあおかつ、今日私の聞きたいのは、財政需要が非常に強い、そしてやらなければならないというふうな場合には、租税収入が足りないというふうな場合には、公債に求めることができないとするならば、増税をやらなければならない、こういうふうな関係にあると思っておりますが、そういうことについて大蔵当局としては、いままでそういう経験は全然なかったのですか。

○政府委員(塩崎潤君) 考え方によりますれば、今回の登録税、印紙税も、やはり自然増収がありながら、さらにまた減税をしながら、登録税の増収を求めているのでございます。財政需要あるいは減税の要請にこたえる意味におきまして、別途にいま財源を求めるといふことも行なわれていく結果を示すものではないかと思ひます。

○野上元君 確かに若干の目的税等について引き上げがあるという事は御答弁のとおりでしよう。しかし、そんなのわずかな金ですね、そんなものは、財政需要というのには非常に大きくなってくる。特に日本の国会というのには、あなたの方の予算を、組んできた原案をふくらませようとする。ちよつと私はおかしいように思ふのですが、そういう傾向にあるときに、租税収入というものが非常に重要な問題になってくると思ふのですが、そういう場合に、たとえば増税の余地があるというように、増税をやらずに、増税の余地がないというふうな状態のときには財政需要を切っていく、こういう関係になるのですか、その点はどういふのですか。

○政府委員(塩崎潤君) なかなかむずかしい御質問でございますが、過去の趨勢から見ますと、一般的な増税が行なわれたことはないと思ひます。財政需要が非常に強いわけでございますが、同時に、経済成長が非常に早いし、大きかったおかげで、しかもまた税制の構造が相当累進的でございます。そのため、増税の増加、自然増収の増加が非常に大きかったために、いまおっしゃったようなことはしなくて済んだと、こういうふうに私どもは見ております。

○野上元君 次に聞きたいと思ひますのは、納税人口の推移なんです。たとえば、戦前最もノーマルな時期といわれる昭和九年ないし十一年ですか、このときの納税人口と現在の納税人口を比べて場合に、納税人口の全人口に占める率といふ点、これは相当大きくなっているんじゃないかと思ふのですが、その点は数字的にわかりになりますか。

○政府委員(塩崎潤君) 現在と同じような所得税の課税単位で直しますと、戦前は所得税は九十万円でございます。現在は二千七十五万人でございますから、おっしゃるような納税者の全人口に占める割合はもう断然違つております。

○野上元君 私もこの税についていろいろと悩んでおりました。支那事変が勃発したり、あるいは満州事変が勃発したり、そして日本の軍費というものが非常に国家予算の中に大きく占めるようになりましてね。そういうときにおいても、たしか私どもは無税だつたと思ひますね。月給百円ぐらゐの人までは税金を直接払つたというふうなことは、所得税を払つたというふうなことはないと思ふのです。ああいう時代でさえ、あれだけの納税人口で、しかもあれだけの軍費をまかなつて、もちろん公債もありました。軍事公債もありました。しかし、それにしても、ほとんど税金を払つておらずに済んだ。今日は、当時の軍費から見れば、防衛費でも当時の軍費から比較すれば幾々たるものと思ひますが、それにもかかわらず納税人口はどんどんふえて、二千何百万というふうになっておりましたが、これはしるうと考へて非常に疑問に思つておつたのですが、これはどうですか。結局財政需要が大きいということでございますか。

○政府委員(塩崎潤君) 第一の理由は、もういま先生の御指摘の財政収入中に占める税金のウェイトが高いというところでございます。数字的に申し上げますと、一般会計に占める税収は、当時は四四・七%でございますが、現在はそれが七六・九%と、租税のウェイトが非常に高まつておる、これが第一でございます。

第二の理由は、これはここでたびたび議論が出ておるのですが、ぜい申し上げたいと思ふのでございまして、税体系の構造が全く違つておるといふことでございます。当時は、所得税は税制中でウェイトを占めなかつた税制でございます。私どもは収益税体系、それから間接税体系の税制といつてお

りますが、したがひまして、当時の税収の内容を見ましても、御案内のように所得税が一億三千六百万円でございます。酒税が二億一千六百万円、たばこ専売益金が二億二百万円、所得税の倍近くの税収を酒税あるいはたばこ専売益金を持つておつたような時代でございます。

なお、もう一つは、収益税体系の例といたしまして、昭和十年の数字を見てみますと、地租、家屋税のほうと所得税を比べてみますと、所得税と固定資産税の――当時は地租、家屋税と申しておりましたが、所得税が二億二千六百万円でございますが、地租、家屋税のほうは三億をこえるようなときでございます。現在、御案内のように、所得税は一兆一千億円ばかりでございますが、固定資産税は三千三百億円ばかりでございます。

こんなふうな体系が違ひまして、言うならば当時の税制は非常に累進的な性格の少ない、大衆から見えざる形で相当な税収をあげておつた、こういうところがございます。したがひまして、私どもが見ますところ、現在の税制のほうはより所得税のウェイトが高い、しかるに一方、累進的な効果は相当あげておる、こんなような税体系、それが現在の税制で、免税点を戦前までいけないう大きな理由となつておると思ひます。

○野上元君 税体系の根本的な問題ですから、いろいろ御意見があると思ひますが、ただわれわれが、何といひますか、一納税者として率直に感ずるといふ点は、とにかく昔は間接税でいわれる取り上げられておつたんだけれども、実際はよくわからなかつた、直接税を払つていなかったものですか。しかし、いまは直接税も払わなければならぬ、所得税も払わなければならぬ、間接税も払わなければならぬ、何か二重に取られておるといふような、一般の大衆はそういう気持ちで非常に強いわけですね。そういうことを考へてみますると、昔のやつはなるほど理論的には大衆課税であつたといふかもしれぬが、現実には国民が受ける感じとしては昔のほうはよかつたんじゃないか。憂しと見し世ぞ今は恋しきといふことばもありま

すが、そういう感情論として成り立つような気がするんですが、いまはあなたの方が苦心慘たんしてやつて国民にあまりありがたがられておらない、こういう傾向になるんじゃないでしょうか。その点が非常につきりとほくらには印象があるものですか、ちよつとお聞きしてみたいんですが、どういふふうにお考えですか。

○政府委員(塩崎潤君) その点は、先ほども申し上げましたように、一般会計と申しますか、財政が税収にたよるウェイトが高くなつたことだと思ひます。二億円の酒税をデフレターで五百倍いたしますと、約千億円でございますから、現在酒税は四千億をこえておりますが、おそろくそういう部分では間接税も物価指数のデフレターで直した以上にはふえておることは、これはとりもなおさず私は税収によつて財政がまかなわれておる、この関係だと思ふのでございます。所得税は当時わずか一億三千六百万円でございますが、これが一兆一千億でございますので、これはもう千倍以上だ。このことからいふと、やはり財政をどういふふうにか考へているか、財政規模をどういふふうにか考へるか、こういう問題だと思ひます。

○野上元君 そうしますと、当時はそういう税体系であつても、財政規模というものが小さかつたからまずまずやれたと。それで、現在はそれをやろうとしてもできないといふことですか。たとえば、予算に占める税収の比率が非常に高いという状態になつておるので納税人口がふえたんだと、こういうふうに説明があつたわけですが、当時のような考え方で現在の予算を編成する場合に、今日の状態ではやり得ないと、こういうことなんではいふまいか。

○政府委員(塩崎潤君) 主税局長でございますので、歳出予算を含む財政の問題について発言権はないわけでございますが、先ほど申し上げましたように、公債のウェイトが当時は非常に高かつたといふことが大きな財政運営の支柱をなしておつたことは事実でございます。なお、最近、軍事費以外の歳出の増加が非常に大きなことが税収に對

する依存度を高めておる結果だと思ひますので、私は簡単には戦前のような所得税の免税点あるいは税体系には返らないのではないかと。税負担も私は同様に考へております。

○野上元君 そうしますと、その戦前の所得税と云うのが非常に低かつた。しかし、消費税等の間接税は非常に高かつた、これでほとんどまかなわれた、こういうことになりませんが、それを現在の間接税と比べまして、当時の間接税の総収入とこれは比較いたしましたして、どういふバランスの状態になっておりましたか。

○政府委員(塩崎潤君) 数字を用いればできると思ひますが、当時間接税のウェイトが六五・二%、直接税のウェイトが三四・八%という数字でございますので、間接税のウェイトが非常に高かつたことはこれでも立証できると思ひます。なお、デフレーターをもちましてこれを現在の数値に直しますれば、その関係はより明瞭になると思ひますが、なお非常に地方税等の出入りもござい

ますので、これらを資料的に相当こまかく吟味する必要がありますと思ひますが、私は全体を見まして、間接税あるいは収益税、地方住民税のようなものは当時は戸数割りという見立て割りの外形的なウェイトが非常に高かつた時代でございますので、いまのような指数を中心とするような純粹の所得税と違つたような体系でございますので、簡単に比較もできませんし、またそういった体系に返ることは時代の逆行という感じすら私持つてござい

ます。○野上元君 現在、法人税法上の課税対象となつておる法人といふのはどのくらいの数になりますか。

○政府委員(塩崎潤君) 課税の意味がよくわかりませんが、法人税の対象となつております会社数は、四十年年度の統計は七十万八千八百四十四でございます。

○野上元君 それを分類して、たとえば資本金一億円以上のものは幾らか、零細のものはどれくらいあるか。簡単にけつこうですが。

○政府委員(塩崎潤君) 一億円以上が五千三百十八、〇・七%でございます。一億円未満が七十万三千四百八十六、九九・三%でございます。

○野上元君 そうしますと、その一億円以上のはどれくらいですか。

○政府委員(塩崎潤君) もう率だけで申し上げますと、全体の総資本が七兆八千億ちよつとでありまして、七五%は一億円以上で占めております。二五%が、九九%の一億円未満の法人が占めております。

○野上元君 それから、これもお聞きしておきたいと思ふのですが、物品税収入の内訳をちよつとお聞かせ願ひたいと思ひますが、第一種、第二種、第三種とやつぱりあるですね、いまでも。そのそれぞれのパーセンテージをお聞かせ願ひたいんですが。

○政府委員(塩崎潤君) 一種二種、三種とござい

ますが、もう三種はマッチだけでございまして、ほとんど収税のウェイトはございせん。一種が千六百九十五億六千万のうち五・七%でございます。二種が九四・二%程度になっております。

○野上元君 この比率を見ておきますと、先ほど大蔵大臣が言われたように、将来間接税の比重を上げるといふことになりまして、この九四・二%占めておる比較的大衆にとっては生活必需品のなかに課税しなければ、間接税の物品税の引き上げというものは現実的にはむずかしいといふことになりまして、そういう点はどういふようにお考えですか。

○政府委員(塩崎潤君) この二種の収税を分類いたしますと、一番大きなウェイトを占めておりますのは自動車類でございます。三七・八%でございます。その次がテレビ、蓄音機類二〇・三%、こんなふうな構成を示しております、私どもの気持ちでございますが、物品税は生活必需品に対する課税と申すよりも、やはり耐久消費財あるいは高級文化財といったものをねらつた課税だと思ふのでござい

ます。私は、増税といふことは、この物品税につきましては、これまでの経過から見ますと、昨年度の改正ではむしろ減税あるいは税率の引き下げ、免税点、こういった大幅な改正をいたしました経過から見ますと、これについていま直ちに増税の方向をたどるといふことはできないかと思ひます。しかも、たばこ益金についてお話がありましたように、この税金は従量税とか定額税といふものではございせん。値段にスライドいたします比例税率になっておりますので、値段が上昇するようなきには自然に税率も上がりますので、そういった意味では税率の引き上げをしなくても自然に税率が上がってくる要素がござい

ます。○野上元君 交際費に対する課税の問題ですが、ただいま大蔵省のほうから資料が届いたので、これを見てみますと、八幡製鉄、富士製鉄、日本鋼管、神戸製鋼所というところがある交際費あるいは会費という科目ではつきりあげておるのですが、川崎製鉄あるいは住友金属等については交際費の科目が掲載されていない、こういうことになっておるようでありまして、この川崎製鉄、住友金属工業というものは、したがって交際費としての項目がないために、いわゆる必要経費としてこれだけが税の免除の対象にならないといふことになるのですか、これは。

○政府委員(塩崎潤君) これは広沢委員が衆議院の大蔵委員会におきまして、個別会社について、特に製鉄会社につきまして、交際費の数字を出せと責められたわけでございますが、私は、個々の会社についての税務上の情報は、これは提供することができない、こういうふうにお申し立てと、それでは有価証券報告書で大蔵省に届けて、しかも現在公開されているではないか、それをひとつ出してこれというお話がございましたので、有価証券の報告書からそれは取り出したものでござい

ます。したがって、税務の勘定科目とは合つておらないことを御了承願ひたいと思ひます。そういった意味では、私どもがこのうち交際費が幾らであり、どの程度が否認になったかといふことは、ちよつと申し上げにくいと思ひます。

○野上元君 そうしますと、この表だけで見ますと、川崎製鉄あるいは住友金属が交際費あげなくて、いわゆる必要経費で免除してもらつたというふうなことをやらない、そういうことはないので、ね。それでは、これは何かほかのところでお出しておるということになるのですか。

○政府委員(塩崎潤君) もう税務上はもろん交際費の科目がございまして、是否認を受けた、あるいはみずから自己否認をしたものもございまして、交際費が全くないといふことはございせん。

○野上元君 交際費といふのは、これは全体を掌握するのはなかなかむずかしいと思ひますが、四十一年度なら四十一年度、あるいは四十年年度なら四十年年度でわかるものでけつこうでござい

ますが、大体日本における交際費の総額といふものはどれくらいですか。

○政府委員(塩崎潤君) 四十年年度の実績では会社は五千七百四十九億円支出したといわれております。

○野上元君 これの会社の数は幾つですか。

○政府委員(塩崎潤君) これも全体、いま申し上げました七十万の会社全体の交際費でござい

ます。○野上元君 じゃ、これが必要経費として認められておるのは、五千七百九十億のうちどれくらいですか。

○政府委員(塩崎潤君) 四十年年度におきましては七百四十六億九千九百九十九万円が損金不算入となっております。

○野上元君 五千七百九十億のうち七百四十六億が損金不算入を許された、こういうことですか。

○政府委員(塩崎潤君) さようでござい

○野上元君 これの何と申しますか、算入する限度というのはいくらに……

○政府委員(塩崎潤君) 現行法では四百万円プラス資本金の千分の二・五の合計額が損金に認められる額でございます。さらにまた、それを上回る部分について五割が否認されることとなりますので、つまり、いまの資本金の千分の二・五プラス四百万円と、その残りの五割相当分が損金として認められる、残りが益金に算入される、こういう関係になります。

○野上元君 官澤長官おいでのように、戸田さんのほうから質問があるようですから、私はこれでやめたいと思いますが、最後に、先般官澤経済企画庁長官の御努力によりまして、ガットにおけるケネディ・ラウンドが最終的に決定を見た、こういうことを新聞で拝見したのですが、これは関税収入にはどういふ影響をもたらすもので、その点をひとつ。

○政府委員(谷川宏君) 今回のケネディ・ラウンドにおきまして、わが国が関税引き下げを認めたものにつきましては、目下細目の整理を現地においてやっております。五月三十一日にガット事務局にこれを提出する運びになるわけでございますが、正確な数字はそのようなわけでまだ整理できておりませんが、達観いたしますと、わが国の現在の関税収入は約三千億でございます。そのうち石油、砂糖等は関税引き下げをしない品目として認められる。またそのほかの品目につきましても、わが国の国内の産業の立場から申しまして、関税引き下げを五〇%引き下げしないもの、あるいは五〇%引き下げできないけれども三〇%ないし二〇%等の引き下げをするものというふうになっておまして、三千億の収入のうち約千億円の収入が関税引き下げの対象になると考えられるわけでございます。

で、この千億円の収入のうち五〇%引き下げのものもございまして、それ以下のものもございまして、平均いたしまして約三割と考えますと、三百億円が関税の引き下げの対象になると

ころの関税収入の減ということになるわけでございます。これは五カ年にわたりまして引き下げるわけでございますから、平均いたしますと年々六十億程度関税収入の減少になるものと見込まれるわけでございます。

○野上元君 ただいまの御答弁の中で、大体関税収入というのは全部で三千億、その中に石油、砂糖の関税はケネディ・ラウンドが成立してもこれは除外された、引き下げなくてもよろしいということになったといういま御答弁ですが、そうしますと、この石油、砂糖の関税収入というのは、この三千億のうちどのくらいを占めておられますか。

○政府委員(谷川宏君) 四十二年度の関税収入の合計は二千八百九十三億円でございまして、このうち、砂糖の関税が六百六十九億円、それから石油の関税が六百三十八億円となっております。今後関税収入は、関税を引き下げましても輸入数量が年々国内産業の発展に呼応いたしましてふえまうので、四十三年度から関税引き下げを開始するにいたしまして、初年度三千億といたしますと、約千五百億程度のもので砂糖及び石油、そのほかわが国が関税引き下げができないものとして認められたものといまして、電子計算機でありますとか、高級工作機械でありますとか、大型の蒸気タービンでございますとか、そのほか数多くのものがございますので、関税引き下げの対象となるのは先ほど申したように約千億前後のものである、かように考えております。

○野上元君 私の質問は一応中止いたします。○戸田菊雄君 企画庁長官に四、五点質問いたしたいと思つて、非常に会議のさなかで忙しいとまで、ありがたうございます。だいたい早く終わりますから、時間を節約して、できるだけ早く終わりたいと思つて、よろしくお願ひしたいと思います。

その第一点は、東北開発等の問題についてであります。衆議院の議事録によりますと、これは四月二十二日でありまして、わが党の華山委員が東北開発等の問題について長官にいろいろと質問を

したのであります。その中で長官が、東北開発は大きなむずかしい問題を持っている。そういう考えが一つある。もう一つは、東北については何か特段のことを考えなければいけない、開発に向けてですね。そういうプログラムというものは、実は夏あたりまでに検討して、具体的政策をとつてまいりたい、という答弁がなされておるよう、私、拝見しておるわけでありまして、その具体的な検討内容が、もう大体長官が言われた夏の時期まで近いのであります。もし検討されてきた内容があるとなれば、ひとつ内容を具体的に教えていただきたい、それがまず第一点。

それから、答弁の内容を一貫して感ずることは、非常に私たちが東北に置かれておるものとしては非観的ですね、長官のいろいろと回答された内容というものは、こういうことかといきますと、私は一まつさびしさを持つのであります。大体東北一帯というものは、明治以来一貫して現在に至つても、政治的に浮き上がつておる、そういうところ非常に東北の後進性あるいは封建性というものがまだまだ介在しているように私は判断するわけですが、さらに経済的な面からいって、非常に格差が拡大しておる。東京でビフテキが食えるときに、東北ではみそ汁でまんじなればならない、こういう生活上の格差というものがいまだに全然解消しておらない。工業誘致その他についても、発展の見通しというものはそう明るい見通しじゃない、こういう状況に大体置かれてきている。ことに自然の条件から来る開発の制限が非常に多いわけですが、寒冷多雪、こういういわば極寒の地帯が多いのでありまして、そういう状態からも非常に立ちおくれを来している。こういうのが東北六県、いわば新潟を含めた七県の実情じゃないか、こういうふうにか考へるのであります。それが、そういう問題についての今後の経済企画庁長官の、政府としての具体的態度と申しますか、そういう問題もあわせて、お聞かせ願えれば幸いだと思つておるわけでございます。

○国務大臣(宮澤喜一君) この問題は私が一番頭を痛めております問題の一つでございます。東北地方の開発がなかなか思うようにまいりません。ただいま御指摘になりましたような弊害にあらうというところは、実は私も、ことにこれだけ国全体の経済が興隆してまいりますと、非常に申しわけない、相すまないことだという感じすら持つておるのでございます。

先般、華山委員に私が答へいたしました気持ちは、実はただいま戸田委員がやや悲観的だとおとりになつたように仰せられましたけれども、私のほんとうの気持ちはそうではございませんで、どうもいままで東北開発を中心によつてきたことがなかなかうまくいっていない、しかし、いってばならないのは済まされませんので、どうかしなければならぬ、その方向を摸索してまいります、ということを実は申し上げたわけでありまして、仰せのように、この夏まで云々と申し上げましたのは、八月三十日が四十三年度の予算の概算要求の締め切りでございますので、それまでにとつて年度から新しい方向を打ち出したい、こう思つておるわけでございます。つまり、何とかして来年度から新しい具体的な案をきめておられますけれども、どうぞただいまからそれまでの時点の間でこの問題につきましては超党派的に御教示を仰ぎたいと思つておるわけでございます。

で、従来、東北地方の開発につきましては、政府はずいぶん金を使つてまいつたわけでございます。しかし、今日地方の住民に必ずしも喜んでいただけるような実績をあげていないと思つてございまして、そののみならず、そのにない手でありまして、その東北開発の事業の内容は、御承知のように、はなはだ悪いわけでございます。したがつて、昭和三十九年に再建計画を立てまして、昭和四十三年までの五カ年間に何とか会社の累積赤字を食いとめてまいりたい、今日までそういう努力がなされてまいりました。最近では会社の内

部でも、もう四百人程度の人員整理をいたしますとか、相当熱意をもって再建に当たってはおります。しかし、この三年ほどの実績を見ておられますと、昭和三十九年度では全体で十六億の損失をいたしております。その中の営業の損が三億六千万円ほどございます。この十六億八千五百万円という損失は、再建計画で予定しておりました損失に比べまして、なお一億四千万円ほど実は大きかったです。御承知のように、ここらが不況の時期でございます。御承知のように、ここらが不況の時期でございます。御承知のように、ここらが不況の時期でございます。

と見ておりましたから、再建計画よりも八億円ほどもう一つズレができたわけでございます。この四十年度を終わりました。この会社の累積赤字は七十二億余りとなりました。昭和四十一年度は会社の再建の努力が効をあらわしてまいりましたのと、それから経済界の回復がございまして、営業ではようやく黒字を出したわけでございます。三億四千万円ほどの黒字を出しました。しかし、営業外の損失、それからいわゆる特別損失とございまして、縮めまして四十一年度は五億七千万円の赤字でございます。これは再建計画で予定しておりました四十一年度の赤字に比べますと、一億八千万円ほどの赤字の増と申しますか、ズレがございまして。

で四十一年度を終わりましたところで累積損失が七十八億円でございまして、大勢といたしましては、確かにこの再建の結果が計画よりずれてあらわれてはまいっておりますけれども、どうも私が考えますのに、これは東北開発の再建策であつて、東北開発そのものではないと、こういう感じが率直に申すいたします。会社の熱意を疑うわけではございません。東北開発が東北のためと称してやっておりますいろいろな事業等々に使います金に比べて、現実には東北の開発のためにどれだけおられるかという疑いを持ってお

るんでございます。したがって、これだけの金を、今後やっぱり東北のために使いますから、私もつぎ込んでいきたいと思つてはいたしません、何かもつと住民の気持ちに沿うような効果のあるような金の使い方はないものであろうかというところを切実に考えております。他方で、東北開発そのものは八十億に近い累積赤字を背負つていて、この中でございまして、私も財政当局との関係では、現実にはここにこれだけある赤字の始末を何とか考えながら、他方で東北のために前向きに金を使つていかなきゃいけないという、この二つの問題を持つておりました。ただ過去の赤字の始末をただただで全然問題は片づかぬという、非常にむずかしいことになっておるわけでござい

す。そこで、私も、従来からこの問題で非公式にいろいろ知恵を借りております学識経験者、実務家等々にももう一度お願いをして、意見も聞かせていただきたいと思つておりましたが、同時に、私どもの役所の内部で、これから一体東北開発をどうやっていくか、それから東北開発株式会社をどうやっていくか、その二つの問題を、この八月の終わりまでには何とか目安を立てたいのですが、なかなかうまくいってまいりませんので、これにつきましましては、先刻申し上げましたように、いろいろ御教示も、またお力添えも超党派的にいただきたいと、こう考えておるわけでござい

ます。○戸田菊雄君 長官から申しわけないというお話があつたわけですが、私はやっぱり中央政府の政治的な欠陥がそうさしているんだらうと。そこで、長官の話をたいて聞いておりますと、意欲的にこれから取り組んでいこうと、こういうために、目下進められて再建計画というものにも触れられて具体的に説明されたことは、私たちがとしても、これは地方の議員としても、おっしゃられるとおり超党派でこの問題については開発に取り組んでいく、そういう気がまえを持っていくわけです。ぜひひとつ、そういう長官の意欲的な熱意を今後ともずっと継続していただきたい

と考えるわけですが。そこで、もう二、三点、具体的に伺いをするわけですが、そういう、いま長官自体が悩んでおる当面の赤字解消の再建ではなくて、真に東北開発にどういった措置をとるか、こういう問題については、やはり同じく衆議院の華山委員の質問に答えて、東北開発株式会社あるいは北東開発公庫等を中心にして、この辺と十分相談をしながら、前向きな姿勢で再建計画というものを具体的に立ててみたい、こういうことも言っておるわけですが、そういうことも言つておるわけでは、やはり長官としてはその考えにお変わりないかどうか、これが第一であります。それから、もう一つは、やはり東北全般を考えれば、福島に行けば常磐、郡山が考えられる、青森に行けば八戸や大湊が考えられる、秋田に行けば秋田、これが考えられる、岩手もそれなりに考えていくわけですが、どうしても中心地帯と思われのが、仙塩を中心とする仙台湾にあるんではないか。ことに今後のシベリア開発等を含めたそういう重要な位置づけについては、政府としてもおそろしく考えられておると思つたが、この辺の開発構想と申しますか、これらのことについてお考えであれば、あわせてお聞かせいただきたいと思つた。

○国務大臣(宮澤喜一君) 東北開発会社と北海道東北開発公庫との関係でございますけれども、東北開発が投融資をいたしております現在額が二十九億ほどでございます。そのうち出資が四億円余りでございまして、二十五億近いものは融資でございまして、東北会社と北東公庫との関係で、東北会社の融資の対象になっておるところへは北東公庫は融資をしないというふうな業務の分界のようなものがございます。どうも、私ども、この一つ問題があるのではないらうか。私は、できれば東北開発会社の融資のほうは今後北東公庫のほうにお願いをして、そうしてなるべく東北会社を身軽にしていきたい。また、融資を受けるほうも、やはり北海道東北公庫から受けるというこ

とで喜んでいただけるのではないらうか。その問題をひとつ、できるものなら片づけたい。それから、東北会社が現在、直接に生産をいたしておりますもの、セメントでございますとか、ハーボードでございますとか、いろいろございまして、これはいまのままではなかなか民間の企業にそのまま買つてもらうというわけにはどうもいかない、やはりもう少し、たとえばセメントでございますと、新しくキルンを一本入れるとか二本入れるとか、ともかく企業体としてペイできる姿にしていきまさんと、民間でも引き受けてくれな

いように思いますので、私の気持ちとしては、将来売れる、買つてくれるというふうな姿にして、なるべく早い機会に切り離していきたい、こういうふうに考えるわけでございまして。そうすると、残りしました東北会社は、今度どういう仕事をすることになるか、それだけ身軽になりまして、今度はなるべく自分で事業に手を出さずに、各県あるいは各地方でいろいろ考えておられる仕事に対して、できるだけと申しますか、リースでもよろしゅうございまして、出資でも必要があればよろしいと思つて、何かの形でなるべく役人が企業を経営するといふようなことではない、民間の経済活動を応援するといふようなものにしていくのがいいのではないらうか。もちろん私も、東北で仕事を政府がもうけようといふような気はさらさらございせんし、それは事の本来ではございせんのです。しかし、毎年十何億円ずつも累積赤字が出ていくというのでは困る。こういう、考えがまた熟しておりますので、もう一つ詳しく申し上げられませぬけれども、何かそういう方向の模索をいたしております。

さて、後段のお尋ねでございますが、仙台・塩釜地区というのは、やはり東北開発の門でございまして、そこで、あそこは新産業都市になっておるわけでございまして、基本はやはり港湾の整備ではないかと考えます。これは仙台地方ばかりでなく、東北全体の、ことに東側の門であるとい

う

ふりに考えますから、そういうこと。それから内陸型の工業をあの辺に誘致していく。他方で、東北六県の知事がいろんな提案をしておられます、これは必ずしも装置産業だけが能ではない、やはり日本の農業の基地としての東北の将来も考えなければならぬし、また観光ということも考えなければならぬというのを言っておられるわけでありますが、そういったような開発構想についてできるだけお助けする、協力をしていくということが政府に課せられましたとためであらうというふうに考えております。

○戸田菊雄君 時間もありませんが、聞きたいことがあるので、これも衆議院の華山委員に答えられたことで長官が言われておられるわけですが、東北開発公社の投資部門について、この北東公庫に移してもよろしい、こういう考え方を述べられておられるのですが、その考え方についてはいまも変わりはないと思えますが、さらにそういう考え方について関係大蔵大臣と具体的に検討されたような状況があるかどうか、その辺をひとつお聞かせを願いたい。

○國務大臣(宮澤喜一君) 実は華山委員に答弁を申し上げましたから、私、関税一括引き下げ交渉でしばらく留守をいたしましたので、その二週間ばかり仕事がちよっとおかれておるのでございますが、東北開発公社当局には、直接には実は総裁に私の考え方を話したく思いますが、まだその機会を得ておりません。ただ、この融資分を北東公庫に移しかえるということについては、おそらくは北東公庫側にとっても異議はおありでないであらう、したがって、財政当局にもそのこと自身には異議がないであらうというふうに、ただこれはある程度非公式に打診をいたしましたところでは、そう思っております。

○戸田菊雄君 冒頭の答弁の中でも、東北会社は赤字だといういわば批判があるわけですが、結局、この未開発地域というのに対しては、私はそう短期間において採算ベースに乗るといふようなことは考えられないのじゃないか。結局、東北開

発というものが発足をしておらずに十年で済ませるためには相当長期な年月を必要とする、私はこう考えます。その辺に対する長官の考え方をひとつ教えていただきたいと思うのですが、それを含めて、まあ社会主義国は別といたしまして、資本主義諸国におけるたとえばイタリヤとか、イギリス、あるいはフランス、こういうところでは地域開発構想に基づいていろいろな地域開発も具体的に推し進められていると思えますが、一体そういう各国においてはどのような状況で地域開発というものが進められておられるのか、その辺の事情がおわかりであれば、ぜひ教えていただきたい。

それから、もう一つは、やはりそういう立場でわれわれが考えていく場合に、政府の投資というものがどうしても必要じゃないか。目下東北開発公社では再建委員会というものをもっているいろいろな、いろいろの赤字はあるけれども、累積赤字というものは逐次解消の方向に向かっている。もう少ししては、これは開発の見込みが立つ状況にまである、こういう姿にまで現地では相当努力をしているわけですから、そういうものに加えて、やはり政府のあたにかい保護政策というものが私は大胆に行なわれていかなければいけないのじゃないかというふうに考えますが、そういう意味合いにおいて、政府の投資形態というものは今後やはり長官が考えられておられるかどうか、この辺をひとつお聞かせを願いたい。

○國務大臣(宮澤喜一君) 財政当局にはまたおのずから違った考え方があられるかもしれないということとを、いまの段階では私はひそかにおそれているのでございますが、私の考えておりますことは、東北開発公社が赤字を出すというところは、そのこと自身では、本来もうけるつもりでございませぬから、金額にもよりますが、そうそう気にしておられるということではなくて、赤字を出した結果が東北の開発に大いに貢献をして東北の人に喜んで

らっているという実情であればよろしいのでございますが、どうも私の見るところでは、赤字は出しておるが、その結果は必ずしも東北の人々に喜ばれていない。そこに問題があるような気がいたします。そこで、私自身の気持ちとしては、したがって、東北開発そのものの再建を考えながら、他方で、同じ金を使うならばもっと東北の人に役に立つような使い方はないだろうか、こういうふうな二面からの考え方をいたしておるわけでございます。それはまあ東北開発公社の改組という形だけを通じて全部ができるか、あるいはまた北東公庫などの力も借りるか、これからのいろいろな方法があると思えますので、来年度の予算の概算要求まで試算をまともしたい、こう考えておるわけでございます。

仰せられますように、五年やそこらで開発の効果があがるというものはもとよりありません。したがって、赤字が出たからこれはあきらめてしまおうということでは、私の考えではさらさらそうではございません。会社の葬式さえ出せばそれでいいという考え方は、私は全然いたしておりません。したがって、そこがむしろ問題のむずかしいところだと私は申し上げておるわけでございます。

諸外国のことは私も不案内でございませぬけれども、たとえばイタリヤにつきましては、御承知のとおり、あの国は北部、南部で開発の非常な格差がございまして、南部が非常に開けておりますから、特殊法人南部イタリヤ開発公社というものがございまして、これが投融資や技術援助をやっております。それから、フランスの場合には、パリに人口が集中する問題と、西部のフランスでは人口が減少していくという状態がありまして、そこで工場については助成をする、こういうやり方をやっております。それから、イギリスでは、失業の非常に多い地帯に地域開発政策をやってきたわけでございます。最近ではまたロンドンなどの大都市への人口の集中を排除するためにニュータ

ウンをつくっておる。そうしてその大都市には工場や事務所の設置の規制を行なっております。また、スコットランドは、御承知のとおり、低開発地域でございまして、工場立地に対する助成をやっております。政府が直接に、あるいは特別の金融機関をつくって、一定の条件で低長期の貸し付けをやっております。この点はまた北東公庫でありますとか、あるいは日本開発銀行の地方開発融資でありますとか、こういうことにはやや似ておるようには思いますが、大体においてそんなことをやっておりますように聞いております。

○戸田菊雄君 これでは終わります。最後に一点だけお伺いしてみます。結局、私は、地域開発の整備はやっぱり金融政策にあるのじゃないかと考えておるのです。ですから、そういう面について十分ひとつ長官のそういう方針なり具体的政策なりあるいは考え方というものを、あとで大蔵大臣のほうに逐一質問してまいりたいと思っておりますが、十分ひとつ意思の統一をはかられて、東北開発がほんとうに軌道に乗るような姿でひとつ御努力を願いたい。

○國務大臣(宮澤喜一君) 私もそういう方向が出ることが非常に望ましいということ、実は先年来考えております。

○野上元君 企画庁長官にちよっと地域開発の問題でお伺いしておきたいと思うのですが、私も各地を回ってみると、痛切にそれを感ずるので、政府も都市政策あるいはまた都市の人口集中の問題等、いろいろな問題に悩んでおられる。まあ地域開発に早く乗り出さなければ東京は破裂してしまふ、あるいは京阪神地区がたいへんなこととなる、こういうことであらうと思うのです。が、実際そういう状態に近いところ、そこで、政府としては例の新産業都市指定というふうなことで、地域開発にまあ一応筆を染めたわけですが、しかし、実際問題として、長官はどういうふうにお考えになっておるか。

たとえ、私はいま千葉に住んでいるのです

が、千葉のような京葉工業地帯が、これは地域開

発だとかんとか言わなくても、あるいは県がこれを誘致しなくても、とにかく一千万以上の人口をかかえている。消費人口をかかえている東京がすぐそばにあるのですから、企業にとってはこんないい場所はないのです。何ぼでも来ると思っています。ところが、一度宮崎なら宮崎の海岸を埋め立てて、あそこに一つの工業地帯をつくらうというようなことをやってみても、実際問題としてはできないのではないか。あるいはまた山の中の県に、東京から離れた交通の不便な県にもっていつて、新産業都市を指定してみても、現実の問題として、政府がよほどの政治力を発揮しない限り、経済の自由の原則から見て、そんなところに企業が行くようなことはないのじゃないでしょうか。その点を私は非常に全国を歩いてみて考えるわけがあります。

したがって、所得の都市と地方における格差というふうなものが次第に開く傾向にある、こういう気持ちは実は持っておるのですが、長官としては、この際、この都市過密人口の問題を解消したり、いわゆるその他交通地帯を解消したりとか公害の問題を解消したりというふうなことで、地域開発をどうしても私はやらなければならぬと思うのですが、的確なひとつ何はないものでしょうか。その点、ひとつ現状とにらみ合わせながらお話をしていたください。

○國務大臣(宮澤一君) その問題は新産都市指定のころから非常にいろいろ御承知のように議論があるところでございますが、私も新産都市を今日まで財政投融資をやって進めておりますのは、大体その当時申し上げたかと思っておりますが、昭和五十年というものを目ざしての先行投資というふうな考えてきたわけでありまして、工業整備特別地域のほうは、これはもうすでにかなり熟度がございますから、これはもうと早い時点を目ざしてもいいわけでございますけれども、新産都市はまあ五十年だろ、こう考えております。今日までまずまず投資は一、二の地域を除きまして

計画どおり進んでおるわけでありまして。

そこで、私はやはり、高速道路等々がだんだん整備されてまいりますと、都会における土地が非常に高い、それから労働力が得にくいというふうなことから、ある程度の先行投資が進んでいけば企業が経済法則に従って地方に入っていくということに、もう数年すればなるのではないだろうか。野上委員の仰せられますように、経済法則に反したことをしるということは、どうしてもこれは無理なことではございませんので、幸か不幸か人口密集地帯への投資が経済的にだんだんむずかしくなってきたりいたします。そうして他方で新産都市には先行投資が行なわれつつあるという、この両方の条件から考えますと、やがては企業の工場等の地方分散が行なわれるようになるのではないかと。そのためにはそれなりの先行投資が必要ではないか。といけないうわけでございますが、たとえば新産都市の中でも諏訪、松本といったような地域は、私どもの予想よりはかなりうまく動いているわけでございます。それから、岡山県南もまあまあうまく動いておると思っております。

で、宮崎県もございしますが、ここは忌憚なく申しますと、やはり県当局の先行投資の結果として少し早過ぎた。これは妙な表現になって、せつかくやられた方を批判するつもりはないのでございまして、多少先行投資が県の力で早く行き過ぎた。御承知のように、あの辺は台風常襲地帯でありながらも、港湾がよい方向を向いておられますから、そういう心配がありませんし、水がありますし、労働力がありませんし、ある時点ではきつと企業が入っていく地点だと思っております。でございますが、確かに少し県の負担が早過ぎた。したがって、負担が重いということに現在なっておりますのではないかと。

全体としては、私は昭和五十年というものを考えますと、この先行投資はじみちじみに続けていくべきである。都会地の過密状態は簡単にとはとうてい直りませんが、一方企業の集中を排除するような方向に進んでおられますから、多少時間がかかっ

てもやはり新産都市等々への先行投資をいまからしておくと、なるべくこの果実が実るまでは地元への負担を軽くしていつてあげ、こういう方向で考える、これが正道であろう。仰せのようになかなか気づきあせりまして、思っているようにはまいてりませんけれども、それが正道ではないかと考えております。

○青木一男君 主税局長に、印紙税法の適用上の疑義をなくするために簡単に質問しておきたいと思っております。
今度の印紙税法改正案によりましてと、大体倍額に引き上げられておるのであります。国民の日常生活で一番関係の深い委任状の印紙税が、これは五円が二十円になっている。これだけが四倍になっていますね。これはどう理由によるものでしょうか、何とおきまます。
○政府委員(塩崎潤君) 先生御指摘のように、これまで委任状は普通の証書に比しまして半分の税金でございましたが、今回は、委任状の性質をよく分析いたしましたこと、もう一つは、旧法におきましてはこれまでもいろいろな見解がございましたけれども、委任状には種々財産権に関するものが多いけれども、まあそうでないものも相当あるであろうといった考え、あるいはまた委任状の納税方法、これらを考えた結果だと思っております。これまでは普通の証書の半分の税金にしておりまして、今回は文章を例示いたしました。例示と申しますか、網羅的に限定列挙いたしました。これに対して課税する。そういう趣旨を考えてみますと、財産権の創設や移転という限定的かつかない課税範囲に改めたことを考えますれば、特にその他の証書と区別しなくてもよからう、こういういった考え方から、普通の証書と同じく二十円の税率に戻したと、こういうことがその考え方の基礎にあるわけでございます。

○青木一男君 今度の改正案によりまして、委任状は権利の得喪、変更と関係なくすべての委任に課税することになるのでございますが、たとえば公益法人の役員の選挙であるとか、あるいは法人格のない社団とか、あるいは学校の同窓会とか、そういうような場合に、役員でも選挙するときは規約によって委任状を集めてそれで活動をやっておりますが、そういうものまでも全部一律にこの二十円の印紙を張ることになるのですか、その点はどうですか。
○政府委員(塩崎潤君) 例外が一つございまして、もっぱら金銭の受領を委任する委任状で營業に關しないもの、その委任状は非課税でございますが、その他の委任状は、先ほど御指摘のように、すべて二十円の印紙税を納めていただくことになりまして。
○青木一男君 金銭の受領というふうなことは、むしろこれは経済取引に關係するのですが、たとえば学校の同窓会の役員を選挙する委任状、これはどういう根拠で課税するのですか。
○政府委員(塩崎潤君) なかなかむずかしい問題でございますが、これまでも委任状の中でそういったものがあることを知りながら課税しておる根拠は、やはり何といたしても、こういった行為は広い意味では経済取引に關係するということから必要があったかと思っております。今回は非課税といたしました。身元保証書、これもやはり課税といたしましたが、身元保証書、これもやはり課税といたしましたが、将来の損害賠償、これにも關係いたすという意味におきまして私は課税物件になつておったと思っております。なかなか「財産権」の創設、移転、変更若ハ消滅ヲ証明スヘキ証書」という、証書ということばの、用語の意味は広く解しておつた。その結果、現在委任状もその範疇に入っております。そういうふうな私も考えております。

○青木一男君 私は、学校の同窓会とかあいうような場合は、従来印紙を張ってなかつたと思うのですが、これは法律の根拠法は権利の得喪、変更と大体あるから、法的精神から見ても、私はこれに印紙を張るべきじゃないかと思つておつたのですが、どうも課税の根本の点からいって、私は全然關係ないように思う。ただ、社交上の団体の秩序を保つために役員を選ぶということにすぎない

ので、全然経済取引に関係ないので、そこまでも今度課税することになったのはどうい理由でしょうか。私は問題が残ると思えますから、課税するならばその理由をはっきりしておいていただきたい、こういうふうに思います。

○政府委員(塩崎潤君) 現行法でも、財産権の創設、移転に関する証書の規定が第一条にございませうが、そこでそういうものを例示する中に委任状という規定がございまして、おそらく厳密にいえば、委任状は課税というふうに読むべきだろうと思っております。執行面、委任状のみならず、印紙税につきまして非常に問題が多いのでございまして、現実に張られていない場合も相当あるかと思ひますが、現行法の解釈でも私は、委任状というものが単に委任状と書いてございませうが、課税というふうに考えられると思ひますが、今回はそれを「財産権ノ創設」という字句を省略いたしましたので、委任状は当然入ってその点が明らかになつた、こういうふうに解されます。

○大谷實雄君 関連。たとえばPTAの総会などで、現実問題として私も東京におるからほとんど出たことがないのです。そうすると、委任状をくれというのです。それには印紙なんかむろんない。おそらくこの高等学校にしても、中学校にしても、小学校にしても、PTAの総会に出るといふ人はおそらく何分の一、十分の一くらいだと思ひます。それがいまの課税されるということになると、たいへんなことになると思ひます。その点、関連してちょっとお伺ひいたします。

○政府委員(塩崎潤君) なかなか、委任状の性質を一々區別いたしましたして、財産権の創設あるいは経済取引に係るものであるかどうか區別することが実務上も私は非常に困難だろうと思ひます。弁護士に關する委任状についても、その後には報酬を支払うというので経済取引に關するかも知れませんが、いろいろな場合の委任契約をあらわす文書があるかと思ひます。そういう意味では、今回は委任状の性質を一々実体で区分するのじゃなくて、形式的な委任状ということ

で割り切つたということ御理解願ひたいと思ひます。

○青木一男君 現行法には財産権の得喪、変更というワケがあつて、ただその範囲が不明確であるために今度は明確にされたのだからと思ひます。非常に私は課税の対象に不適当な、社交的理由に委任状が使われている。委任状ということばは、ほかに使ひようがないから委任状というのだから、民法あたりの委任というのとは大体法律行為の委任から来ているのでありますから、おのずから民法における委任というの範囲が限定されているのですが、税法の委任はそれよりもはるかに広いということになると、どうも公法と私法の關係から不一致が来て非常に不都合な課税になるといふおそれを持つてゐるのですが、その点はどうですか。私はそういう意味で、今度は増税する理由がもっともないのですから、税率を上げるのはいいにしても、課税の範囲を経済取引に關係ないものまで課税するということ、この運用上行き過ぎじゃないかと思ひますが、この運用上ワケをはめることはできませんか。そういうふうに思ひますが、これは非常に適用が多いから、これはそういう立法の趣旨ではないように思ひますが、どうも文章を読むと、いま主税局長の言われたように入つてしまつたので、それで心配してお伺ひしてゐるのですが、いかがですか。

○政府委員(塩崎潤君) この問題は衆議院でも御議論がございまして、労働組合の大会出席の役員選任の委任状、これはどうかとお話もありましたが、それで先ほど申し上げました答弁を繰り返したわけでありませう。つまり、委任状の性質によつて一々區別することは税務ではなかなかできない、やはりそこは印紙税という形式的な文書を重視する性格で、さらに大体の文書には経済的価値ありということ、印紙を張つてもらうという一般的な慣行をつけていただくという意味においての印紙税の性格を申し上げたのであります。問題があることは私も十分存じておりますので、そういう点はひとつ検討してみたいと思ひます。

○青木一男君 労働組合はこれはある意味では経済団体とも言えると思ひます。けれども、学校のPTAとか同窓会とかは、これは全く経済取引とかその他に關係ない組織だと思ひます。そこに課税するということはどうも少し行き過ぎじゃないかという議論が非常に強いのです。これは何か、いまさら一日施行を前に方法がないかもしれないが、立法の趣旨から見て、ちょっと適當なるワケがはめられるならば、国税庁長官の通達なんかでワケをつくられたらいいと思ひますが、これ、まあひとつ希望を申し上げておきます。

○植木光教君 いきなり印紙税法の各論のほうに入りましてけれども、私はちょっと総論的なことから聞いていきたいと思ひます。

○政府委員(塩崎潤君) 御質問は、印紙税についての税制調査会の答申をどう取り入れたかということでしょうか。

○植木光教君 そうです。

○政府委員(塩崎潤君) そういうことに理解いたしますれば、印紙税は御案内のように定額税でございます。昭和二十九年に税率が改正されたまま現在にまで至つてゐるわけでございます。その後所得水準あるいは経済取引の実態、さらにまた貨幣価値の状況から見まして、定額税を据え置くのはおかしいではないか——これは税制調査会は印紙税のみならず登録税についても述べておつたわけでございます。登録税も、昭和二十三年といふ古い時代の税率でございますので、こういう定額税的なものにつきました。やはり新しい経済情勢に応じて見直すべきであるという答申が出てございます。そこで、原則といたしまして二倍程度——もちろん例外がございませうけれども、二倍程度に税率を引き上げる。さらにまた、一方印紙税も昭和二十九年以来三千円と据え置きでございます。これも現在の取引の実情から見ると非

常に酷である。特に中小企業者に繁雜な負担をかけておるといふ御答申がございまして、いずれも大体税制調査会の答申どおり取り上げて、御提案申し上げた次第でございます。

○植木光教君 いまのお話の中にも、所得だとか物価水準に対応して定額を上げるべきだといふ考へ方で、二倍程度に上げた、こういうことであります。現行の印紙税率構造が現在の証書だとか帳簿の作成状況に適合しているといふことが前提でなければならぬと思ひます。御提案が、現在の印紙税率といふものが、各種の証書だとか帳簿の作成状況に適合しているといふことが前提でなければならぬと思ひます。御提案が、現在の印紙税率といふものが、各種の証書だとか帳簿の作成状況に適合しているといふことが前提でなければならぬと思ひます。御提案が、現在の印紙税率といふものが、各種の証書だとか帳簿の作成状況に適合しているといふことが前提でなければならぬと思ひます。

○政府委員(塩崎潤君) ちょっと意味が明確につかめませんが、もう少し御敷衍願ひますれば……

○植木光教君 二倍程度に引き上げたわけですね。第一番にお聞きしたいのは、印紙税率構造が、現在の印紙税率といふものが、各種の証書だとか帳簿の作成状況に適合しているといふことが前提でなければならぬと思ひます。御提案が、現在の印紙税率といふものが、各種の証書だとか帳簿の作成状況に適合しているといふことが前提でなければならぬと思ひます。御提案が、現在の印紙税率といふものが、各種の証書だとか帳簿の作成状況に適合しているといふことが前提でなければならぬと思ひます。

もございすけれども、おも立つた指標は以上のとおりでありまして、これらを参考にいたしまして二倍に引き上げております。

なお、この二倍という数字は、私どもはしばらく安定して、若干の所得の増加とか、あるいは物価の上昇はございまして、税の性格から見まして相当安定すべきである、こういうふうな考えでおります。したがって、印紙税につきましては、他の税と違ひまして、漸増方式といったものはとらないほうがいいという考え方に立つております。

○植木光教君 国民所得は四・三倍ということですが、その物価水準はもろ二倍にまでも行っていない。公共料金も、これは日銀の統計局の調べでありますけれども、ものによっては、一番高くなっているのは、私のところあります資料では、新聞代が二倍くらいになつたくらいで、あとは一・五倍とか一・七倍とかいうような数字が出ておるわけでありまして、そういうことと、今回は二倍程度に引き上げられたのは、国民所得が上っているからという理由で引き上げられたのか。物価水準を勘案しておられないのではないかと、思うので、いかがでしようか。

○政府委員(塩崎潤君) 御指摘のように、公共料金は二倍に行っていないものもございす。しかし、私的なものにつきましては、料金につきましては二倍に行つておるものもございすし、私が申し上げましたのは、物価だけじゃなくて、やはり国民所得の水準と税金というものは密接な関係があるかと思ひます。やはり税金は所得の中から支払われる。したがって、一定の所得水準を前提として立てられた税率は、やはり所得の水準によって見直さるべきだ、これが私は第一の理由だと思ひます。

なお、先ほども申し上げましたように、税の性格から、頻りに上げますと、経済取引に及ぼす影響が重要でございすので、二倍というものは相当大幅のようございすけれども、今後しばらく

はこれを安定してもつていきたい、こういうふうに見ております。

○植木光教君 次は、税制調査会では新規課税の検討ということで、自動車免許証とか旅券に對する課税、こういうものについて答申をしてきているわけございすけれども、今回はこれを見送られた。どういふ理由で見送られたのか、また今後はどういふ態度をおとりになる意向であるかを伺ひたい。

○政府委員(塩崎潤君) 御指摘のように、まず第一に、自動車運転免許証につきましては、税制調査会の答申がございす理由が、これを今回御提案申し上げておりません理由は、第一には、地方税との関係の調整でございす。現在、御承知のように、運転免許証は手数料といたしまして地方公共団体の収入になつておりますが、これとの関係でどういふふうな印紙税を考へるか、こんな点をもう少し考へる必要がある。それが第一でございす。第二は、また運転免許証に課税いたしましても、印紙税の形で課税するが、地方税の形で課税するのが、さういふ意味においての検討、さらにまた地方税といたしましても、偏在度の程度、これらを見てもう少し研究すべきであるというふうなことで、今回は提案を見送つております。

その次は、やはり同じく税制調査会から答申のございす旅券でございますが、これにつきましても、渡航の自由化と申しますか、渡航に對してできる限り制限を加えないという要請がOEC D等にございまして、さういふ面からの批判がございす。私どもは、支払い能力の観点から見て、何も経済取引をあらわす文書だけが印紙税の對象とは考へておりません。やはりその文書の中に、支払い能力、担税力のありますものは、技術的な手段として印紙税を課税することは十分考へられていいことであらう、こういうふうに考へて

おりますが、渡航の自由化の問題、さらにまた今年度は日本におきまして国際観光年の行事もありますので、さういふ支支払い能力というものは税の理論よりも別な角度からもう少し慎重に検討したいらうという観点から、今回は提案を見送つたわけございす。

○植木光教君 この間、二十六日の閣議で観光白書が了承されたわけですね。それによりますと、四十一年度は外人客は四十三万三千人が来日して、四十年年度に比較して六万六千人、一八%の上昇。しかし、収支のほうを見ますと、収入のほうは七千五百六万ドル、支出は非常に多くなつて、一億一千七百九十六万ドルで、三千八百九十九万ドルの赤字だということが報告されているわけですね。いまお話がございましたように、国際観光年に当たるとか、あるいはまた渡航の自由というものは阻害しやいかぬとか、さういふふうな理由で見送られたわけが、さういふ理由で、さういふふうな傾向が續くとするならば、別の観点から、旅券に對して印紙税をかけるか、あるいはまたそのほかの何かの措置で制約を加えるというふうなことが考へられるかどうか、お伺ひしたい。

○政府委員(塩崎潤君) 国際収支に及ぼす観光客の影響、これらから見まして、よく海外渡航に對しては少し税金を取つたらどうか、さういふお話があり、外国におきましても出国税と申しますか、飛行場で税金を取るといふふうなことも御案内のとおりでございす。私どもが考へたいましたのは、外人観光客、外国から来る観光客からは税金を取らないほうがいい、むしろわがほうから出る方から税金を支払つていただくほうがさういふ目的から見ると適當じゃないか、こんなふうな考へ方から、旅券に對して印紙税を考へていただいたわけございす。これは慎重に考へて、また税制といたしまして、これは慎重に検討すべきものだと思います。さういふ意味では賛成者もございすけれども、観光年であるとい

う別の理由から、少し慎重にというお話もございすので、今回は御提案を差し控えた次第でございす。

○植木光教君 さうしますと、将来は出国税だとかあるいは印紙税というふうな何らかのところで渡航の制限を加えるかもしれないということですか。

○政府委員(塩崎潤君) 私どもは渡航の制限というふうには考へておりません。海外渡航をするような人は支払い能力は十分あるであらう、しかもまた、考へておりましたような税金ならば十分支払つていただけるものだから、さういふ制限を課税したことにほならないであらう、さういふふうな私どもは考へておりました、今後各方面の御批判もございすけれども、これは十分ひとつ検討してまいりたい、さういふ意味でございす。

○植木光教君 印紙税の税率を見ますと、定額税率というのと記載金高階級別定額税率、記載金高比例税率、さういふふうな三つに分かれておりますけれども、三つに区分する基準がどこにあるのかということ、また定額税率のほうから記載金高階級別税率に改正したものは、その理由について伺ひたい。

○政府委員(塩崎潤君) 印紙税の根本的な性格が何かという問題でございす。なかなかむずかしい私は税の性格だと思ひますけれども、基本的には、経済取引の中に担税力を見出したのが印紙税だと思ひます。言うならば、文書にあらわれた売り上げ税に似たような性格であらうかと思ひます。さういふことが考へられるわけございす。しかし、一方この税が経済取引に非常な支障を与えてはいけなかつたと思ひます。さういふ意味では、一通の文書につきましての定額税率が便利であるということがいえるかと思ひます。さういふ意味で、私どもは定額税率あるいは比例税率、階級別税率、さういふふうな区分を認めており

ます。これは経済取引を阻害するおかしな、さらにはまた文書作成の技術、大量性、反復性、これらを考慮いたしまして、おのおのの税率を区分している、こういうふうな考えておられます。

○植木光教君 最後にお聞きいたしますけれども、印紙税収入の国税収入の中に占める割合などでありませうけれども、手元の資料によりますと、昭和三十六年が〇・八％、三十七年が〇・八％、それから三十八年から四十一年までが〇・九％、四十二年が一％、こういう姿になっているわけでありませうけれども、だんだんこういうふうな〇・一％ずつでも国税収入中に占める比率が高くなっていく。これはこういう理由があるのかどうか、たまたまこういう姿になっているということであるのかどうか。

○政府委員(塩崎潤君) 御質問ごもっともでございます。定額税率で据え置くならば、本来税収中のウエートは減少するのじゃないか。それにもかかわらず、ウエートは同じである、あるいは若干の微増という傾向も見られる。そういう傾向があるの、なぜ定額税率を引き上げるとかという御疑問でございます。また、定額税率でありませうけれども、御案内のように取り引き金額が上昇してまいりますので、ウエートが低下するということはないことは事実でございます。これが一つでございます。もう一つは、階級定率部分が非常に多い。これは手形なんかは、手形の税収が印紙税中相当なウエートを占めている。これは階級税率でございますので、取引金額が上昇すればだんだん上のほうの税率になりますので、これはウエートがむしろ高まる傾向に働くとおぼしめます。しかしながら、最高に達しますと通減いたしておりますので、一定限度に達しますと、これは階級定額の最高税率を据え置くことと、税収のウエートが下がる傾向に働いてまいります。印紙税は必ずしも定額税率なるがゆえにウエートが少なくなるゆえんでない。一方、所得税あるいは法人税につきましての減税が行なわれてきた関係から、ウエートが一定という面もございませう。

そんなようなことを考慮いたしまして、定額税率につきまして、やはり現在の水準、昭和二十九年の水準等を考慮いたしまして、やはり二倍ぐらゐに引き上げるのが適當である。そうして大体現在のウエートを若干上回る程度で、そのうちにまた下がる傾向に、所得税、法人税の減税がなければまたウエートが下がってくると思ひます。そういった意味でウエートは必ずしも私は下がるといふよりも、現状程度を維持するところをねらつて、この税率を引き上げようというのが適當であろう。しかし、印紙税をやめるといふなら別でございますが、やはり税制の一部といたしまして、所得税あるいは法人税の補完税と考へますと、どうしても現状に適當する税率を盛り込む必要がある。これに所得税の減税、財源の必要性の大きいときでございますので、こういった税率の引き上げも十分許されるところではないか、こういうふうな考えておられます。

○委員長(竹中恒夫君) 速記をとめて。
〔午後四時九分速記中止〕
〔午後四時五十三分速記開始〕
○委員長(竹中恒夫君) 速記を起して。
大蔵大臣がお見えになりましたので、質疑を続けます。

○戸田菊雄君 大綱二点について大臣に質問してまいりたいと思ひますが、その第一点は東北開発についての問題であります。

○戸田菊雄君 第一に質問いたしたいのは、地域開発金融に対する大蔵省の基本的な態度を承りたい。

○國務大臣(水田三喜男君) 地域開発は必要でございますので、今後地域開発についての各種の施策——金融、税制その他にわたつて策を政府は現に講じておられることとございませう。特に金融につきましては、専門に日本開発銀行、それから北海道東北開発公庫のこの二つが地域開発の金融に当たつておられることとございませう。

○戸田菊雄君 いま大臣もおっしゃられましたように、金融、税制各般の諸措置が必要だ、この中に金融措置ですね、これはやはり何といつても最重要の問題ではないかと考へるのであります。ことに地域開発というものは、どうしても投資いたしましても直ちに採算ベースに乗るといふようなことはないと考へるのであります。そういう意味合いからいけば、金融措置に対する大臣のその基本的な考へはどうか、どうお考へになつておるか、その点を一つお伺ひしたい。

○國務大臣(水田三喜男君) どう考へるかということでございますが、財政資金をもって年々開発銀行及び開発公庫に分けて一定の資金量を確保しているということとございませう。

○戸田菊雄君 金融措置でありますから、私は何といつても金利がやはり問題になつてくると思ひます。それからもう一つは、何といつても時期的な問題であると思ひます。やはり期限が長期というか、そういう角度で金融措置等が行なわれなければいけないと思ひますが、そういう点は大臣はどうお考へですか。

○國務大臣(水田三喜男君) いま政府の各金融機関、大体基準金利を八分二厘ということにしておりませう。地域開発の期限は原則として十年以内、特に必要あるものは十年以上という条件でやつておりますが、金利の点は、大体政府の各機関の基準金利は統一されておられると思ひます。

○戸田菊雄君 地域開発に対する金融措置のいわば長期かつ低利であるという、こういう考へ方についてはどうお考へですか。

○國務大臣(水田三喜男君) できるだけそうあるべきだと考へます。

○戸田菊雄君 大臣もいまおっしゃられましたように、日本開発銀行ないし東北開発については北東公庫、こういうものを担当としていろいろやられるわけでありませうが、そのほか中小企業金融公庫であるとか、農林漁業金融公庫であるとか、こういった業種別金融機関が現在存在をするわけでありませうが、これの返還期限ですね、これは一体どうなつておられますか。また、その金利は、いま大臣がおっしゃられましたように、標準金利

は八・二％、こういうお答えがありました。これに対する解釈を明確に願ひたいと思ひます。

○説明員(青山俊君) 現状を御説明いたします。

開発銀行につきましては、平均の融資期間は現在大体七年でございます。しかし、これ以外に電力とか海運とか、特殊なものは非常にこれ長期になりますので、こういうものを除きますと、平均大体七年ということになつております。それから、北東公庫の場合は、これは四十年の実績でございますが、これによりますと、六年九カ月、こういう状態になつております。それからなお、中小公庫は三年六カ月、農林漁業金融公庫は、これは農業という特殊なものを対象にいたしまして、二十年という非常に長期なものになつております。なお、国民公庫は二年以内、こういう大体状況でございます。

○戸田菊雄君 世界的に見まして、社会主義國は別でありますけれども、資本主義國のイギリス、ないしフランス、イタリア、こういうところでもいろいろと地域開発がやられておられる。これは先ほど企画庁長官に聞きまして、たとえばイタリアあたりにおきましては、南伊開発ということに具体的に取組まれておられるわけですが、さらにイギリスにおいては、企画庁長官のお話でもおっしゃられましたように、地方雇用法、こういうものを含めて開発地区への融資措置、フランスにおいてもラ・クレディ・ナンショナル、こういうもので開発というものを具体的に進めておられるわけでありませう。こういう面に対するいわば諸外國の期限、金利というものが一体どういう状況になつておるか、その点をひとつお聞かせ願ひたい。

○説明員(青山俊君) 実は十分な資料がございませぬので、あるいは不備にわたるかもしれませぬので、あるいは不備にわたるかもしれませぬことを御了承をいただきたいのであります。一応手元の資料で申し上げますと、イギリスの場合は十年、六％ということになつております。それから、フランスの場合には、設備の場合に二十年以内、約七％、こういう状態になつております。

以上、約七％、こういう状態になつております。

それから、イタリヤの場合は、設備で大体十五年、金利が五%程度というふうな資料しか現在ございませんので、その程度で御了承願いたいと思

います。

○戸田菊雄君 いまの説明であります、イギリスは期限が十年で六%、フランスは二十年で七%、イタリヤは十五年で五%、こういう状況であつて、言つてみれば、先ほど大臣がお話をされましたように、八・二%という日本の基準金利よりはやはり低くなつておりますね。ことにこの年限につきましては、相当やはりイタリヤあたりにおいては十五年、フランスは二十年でですね。そういうふうには地域開発というものは長期に見なければほんとうの意味での開発の意味はなさないのだ、こういうふうには考へるのですが、それから比較をしますと、いま日本でやられてる地域開発、ことに東北開発——御承知のように東北開発はこれは緊急事だと思つてますね。何か東京ないし京阪神一帯は全く政府の手厚い保護政策のもとに最重要工業地帯としていまだんぜん発展をしております。したがって、生活度合も東北などと比較すると教段格差が上回つています。こういう状態からいって、経済上の格差、あるいは政治面の力の入れ方、各般のいま国家政策の中で行なわれてる施策の中で、やはりこれらの問題については最重要にやるけれども、主として農村地帯とか、東北の後進封建的なこういう地域については、きわめて私は片手落ちではないか、こういう印象を強く受けるわけでありまして、そういう点についても含めて、大臣の今後の開発構想を、特に東北についてどう一体熱意と施策をもつて対処していくのか、この辺についてひとつお聞かせを願いたい。

○國務大臣(水田三喜男君) 諸外国に比べて確かに日本の長期の金利水準は高いと思つてます。日本では民間の長期金利で、長興銀で最も最優遇のレートでちょうどいまの八・二%ということでございますので、やはり長期金利の水準は高いということとははつきりしております。最近日本の金利水準

はだいぶ外国の水準に近寄つてはきましたが、長期部面においては金利をこれから下げるといふことを私どもは努力してやろうといふこととござい

ますので、今後長期金利を下げる方向に努力するつもりでおります。

で、東北開発というふうなことをいひましても、やはり結局はこの金利の問題が一番大きい問題になると思つてますので、これ一つを特に金利を下げるということとはなかなかむずかしいこととござい

ますので、全般としての日本の長期金利を下げるという努力の中で、特に東北地方の開発に寄与させるといふ方向で進めるよりしかたないじやないかと思つてます。

○戸田菊雄君 下げることに全体としては努力すると、こういうことなんです、それがひとつ東北開発、いわば北東公庫等に対するこの問題だけ

を一つとらえて下げるのかいふことはできない、

こういう現状だ、しかし将来は下げるということ

なんです、その見通しと時期などについて大臣

の考へがあればお聞かせを願いたい。

○國務大臣(水田三喜男君) いま金融制度調査会においてとりあえず中小金融機関のあり方というものを中心に検討をしておるときでございますし、引き続き一般の金融機関の問題についても検討をするという順序で、いま審議会がやつてお

りますが、こういう一連のものを通じて私どもは

将来日本の金融をどういふふうにしていくか、その

過程においてまた長期金利の引き下げをはかつて

いくかといふような問題にいま取り組んでおる

ところとございまして、こういう作業をしてか

ら、このいま言つたような目的を、いま言つたよ

うな方向への解決をしていこうといふことを考へ

ておりますが、問題はやはり金融事情というものと

からんで考へなければなりませんので、早急に

実現するといふことはできないと思つてますが、方

向をきめてかかつたら、二、三年のうちにはその

いふ方向をはつきり出せるといふふうと思つてい

○戸田菊雄君 それで、その北東公庫の四十一年

度の決算をながめてみますと、予算の使い残しで

すね、これが七十億余りある。これは御存じだろ

うと思つてます。これは一体どうして七十億も余

つたかといふと、各種報道やいろいろ情報を聞いて

みますといふと、これはやはり金利が高いとい

ふところに原因があるようなんです。ですから、結局、

金利の安い市中銀行のほうに集中的に行つてしま

う。こういう弊害が結果的には、せっかく融資さ

れて、それだけの予算執行でもつて年度計画を建

て直したのだけれども、決算をしてみたらそうい

う結果が出てきた、こういうことになつてい

る。これは全く私は、いまの金利というものがあまり高

過ぎる。地域開発用としては活用でき得ない。実

際借りようとしても、それではとても間に合わな

いといふことです。こういう現象が反映している

ものと考へるのですけれども、このようないわば

実効のあがらないこの地域開発金融等について、

具体的にどういふ一体これからの対策をもつて臨

んでいつたらいいと思つてますか、大臣。

○説明員(青山俊君) 実情をまず申し上げます。

四十一年度の貸し付けの当初の予定は、いま先

生から御指摘のとおり三百八十五億とござい

けれども、契約ベースの実績は三百十億円で、

当初の計画に對しまして七十五億円減といふこと

になつております。で、このうち五億円は手持ち

自己資金の増といたしまして、四十二年度の貸し

付け財源に繰り越されております。なぜこういう

ように予定どおりいかなかったかといふことにつ

いては、いろいろ原因があると思つてますが、御承知

のとおり、四十一年度は景気の停滞から企業全

体の設備投資が非常に減退いたしましたので、その傾

向がやはり東北地方にも非常にあつたといふこと

が一つの大きい原因だらうと思つてます。

それから、もう一つ、いま民間のほうに安いか

らそのほうから金が出たんじゃないかといふお話

とございまして、やはり地域開発のようにな仕事は

相当長期の、いま先生から御指摘のようにな、長期

借りますと、非常に長期のものはやはり相当金利

が高いわけとございまして。先ほど大臣から御説明

いたしましたように、興長銀は一番最優遇レート

で八・二とございまして、実際はこれより相当平

均金利は高いわけとございまして。したがって、いま

は、やはり設備をするといふことになりまして

、北東公庫の金を借りましたほうが、金利の面

におきまして、期間の面におきまして、有利

なわけとございまして。ただ、いま申しましたよう

に、全般的な設備意欲の減退といふことが基本的

な原因ではなかつたかといふふうには考へており

ます。

○戸田菊雄君 先ほど諸外国、特にイギリス、フ

ランス、イタリヤに對しての説明をいただいたの

でありまして、それによりますと、各国とも三國

を比較した場合は、年数二十年、十年、十五年で

すか、日本より長い。日本は六・九カ月、北東公庫

は、こういうことですから、全部長い。そうして

なおかつ金利の点についても六%、七%、五%で

すから、これも下回る。しからば経済情勢から

いって、フランスと日本、あるいはイギリスと日

本、あるいはイタリヤと日本、そう私は日本は下

回つておらぬにもかかわらず、いま言われたよう

に、日本は依然として八・二%を現東北東公庫に

適用しております。これは一体どういふように考

えておりますか。

○説明員(青山俊君) その点を補足して御説明申

しますと、先ほど大臣から御答弁申し上げました

ように、全体の日本の長期金利水準と各国の長期

金利水準は相当の差があるわけとございまして。北

東公庫の六年九カ月と申しますのは平均とござい

まして、先ほど申しましたように、原則として十

カ年までは貸せるわけとございまして。また、必要

ならば十年以上も貸し得る。その点で英国の十年

いろいろ機関によって違いますが、五%から八%四分の一というぐらまでの金利がいろいろございまして、先ほどの地域開発については七%というもので、日本の場合基本的には民間の長期金利というものが平均いたしました八・四、五%、興長銀の約定平均で申しますと、八・四六%になっております。そういう意味において、全体の金利水準が高いわけではございまして、いきなり各国の金利をすぐそのまま横にとるといわけにはいかない事情がございまして、その点につきましては、ただいま大臣から申しましたように、長期金利の引き下げという点について今後努力をいたさなければならぬ。

なお、御参考までに、昨年四十一年の一年間で従来の八・七%から八・二%というふうに、〇・五%引き下げをいたしておるわけではございまして、今後におきましても金融機関の経営の合理化という線を進めまして、こういう点について不断の努力をしていかなければならぬというふうに考えております。

〇戸田菊雄君 それでは、ひとつお伺いしたいと思うのですが、この北東公庫の資金コストをちょっと調べた資料があるわけですが、これによりますと、総資金原価は四十一年度実績六・八%です。四十年度では六・八四%、三十九年が六・八九%、大体年々下がっておるわけです。下がって六・八%総資金原価でありますから、八・二%の基準金利との開きは相当あると思う。いわばこの資金コストの状況からいって、私は基準金利というものが相当高く置かれても、もったいない問題について私は検討されてしかるべきじゃないかと思つて、ことに地域開発の金融の問題に非常に私はウェイトを置かれていかなければならない、こういうふうな考へるのですね。せっかく地域開発として国家から融資した資金が全然実効が伴わない、あるいは使用できない、またされない、こういうようなことでは全然私は意味をなさないと。それがすべてこの金

利にあるということになっておるのです。この資金原価のコストから見てもそうだと思う。こういう点については一体どういふお考えですか。

〇説明員(青山俊君) ただいま資金コストの問題についてお話がございましたが、だんだん、資金コストにつきましては、全体の資金量がふえますとともに、人件費率あるいは物件費率等の割合が減つてくるわけではございまして、そういう点においては漸次資金コストは減つていくわけではございまして、現在利ざやが大体〇・九四%くらいになると思いますが、それくらい利ざやがございしますが、これはほとんどすべて貸し倒れ準備に積みまして、そして公庫としての資産に備えておるわけではございまして、これは民間金融機関についても同じことではございまして、やはり合理化を進めまして資金のコストを下げまして、貸し出し金のほうの利回りを下げていくことは、当然金融機関として努力すべきことではございまして、ただ、先ほど大臣からお話し申しましたように、政府金融機関の金利はいろいろ各方面の公庫との関係がございまして、そういう点を十分に考えまして、今後対処していかなければならぬというふうな考へております。

〇戸田菊雄君 四十二年度はまだ組み込まれておりませんが、四十一年の予算の資金調達の中に政府借入れ金というのがあるのです。この率は一体幾らですか。

〇説明員(青山俊君) 政府借入れ金、四十一年度は当初予算では七十億でございまして、それが実行では四十億になっております。先ほどお答えいたしましたときに七十五億の差がございまして、その七十五億につきまして、五億は手持ち資金として翌年度へ繰り越しました、それから政府借入れ金のほうを三十億減少いたしました、それから債券の発行を四十億減少いたしましたのが、四十一年度の資金調達の実績でございまして、

〇戸田菊雄君 その内容は前に聞いてわかつておるんですが、金利は幾らですか、利息。

〇説明員(青山俊君) 借入れ金の利息でございませうか。

〇戸田菊雄君 はい。

〇説明員(青山俊君) 七%でございまして。

〇戸田菊雄君 そうしますと、私はいろいろ疑問を感じるんです。たとえばこの資金運用部からの政府借入れは通常六・五%だと私は思つております。そうして政府から北東公庫が借りているものは七%で、〇・五%高い。この高い利子を払つているのは一体どこかというのを調べたのみならず、これは北東公庫と地下鉄営団と二つだけです。こういういわば北東公庫と地下鉄営団、この二カ所適用のものが七%も取られるというんですか。その辺の理由についてひとつお答えを願いたい。

〇説明員(広瀬誠二君) 北東公庫の資金調達としましては、債券発行でいくというのがたまたまございまして、運用部から出すにつきましたも、債券発行と同じレートでお貸しするという慣例でもって従来やっております。地下鉄につきましても同様でございまして。

〇戸田菊雄君 いろいろいまお話をされておるんですが、どうも私は政府が資金運用部から借りるときは六・五%、その金を今度は北東公庫なり地下鉄に貸し付けるときは七%、そしてなおかつ平均金利というものは八・二%です。どうもこういう一貫した国政、施策を執行していくには、その出口が同じなのにもかかわらず、何かかつてに使用用途というものをきめて、そして金利に對する差別、こういう形をとっていくことは理解できないのです。こういう問題について、大臣、一体どうお考えになっておりますか。矛盾だとは考へませぬか。

〇説明員(広瀬誠二君) 資金運用部の貸し付け金利の中で大体が六・五%なのに、北東公庫については何で七%かという、それにつきまして矛盾を感じないかということ、大臣に御質問ございまして、とりあえず事務のほうから申し上げませう。

と、資金運用部の資金は大体郵便貯金あるいは特別会計等の預託金、これは厚生年金とか国民年金、そういうようなものですが、資金コストが大体六分四、五厘、ほとんどですけれども、ここにございまして、貸し付け金利もしたがって六分五厘というぐらりのところになっておるわけではございまして。こういうところにつきまして、昭和三十六年でございまして、国民年金制度がしられたときに資金運用部審議会ではいろいろ検討がされまして、運用部としまして、これは大事な国民の零細な郵便貯金なり、あるいは零細な年金掛け金なりをお預かりしている立場からいまして、利回りの向上をはかるべきだという関係もあり、そのころに對する貸し付けの金利を七%というふうにとつたわけではございまして。

それで、この七%とすることにしましては、確におかしいという、そちらの面からいえばあるわけではございまして、一方北東公庫が貸し付けなされる金利のほうには八・二%、その当時はもつと高かつたわけではございまして、八・二%である程度の利ざやが見込み得るわけではございまして。八・二%をもつと下げればいいじゃないかというところをおそらく先生のお考えかと思つて、八・二%につきましては、北東公庫からお貸しする北海道、東北の開発のための金利と、それから開発銀行からお貸しする、これは北海道、東北以外の九州なり、四国なり、あるいは北陸なりの地域開発への金利、これとのバランスというものが当然ございまして、それから、そういう地域開発の金利が、先ほど大臣がおっしゃいましたように、八・二%というのは非常に勉強した金利というところが申せると思つて、と申しますのは、地域開発事業というものは各種の産業、中小企業等々ございまして、これらは原則として八分二厘という基準金利でいくのがたまたま、他の市中金利を見ますれば、歩積みの問題もありまして、あるいは基準金利、興長銀の平均金利といつても、さつき青山調査官のほうからお

しゃつたように八分四厘でございましたかぐらゐ
になつてゐるというようなことでございませうの
で、そういう面のバランスも考えなければなら
ぬ。そういう意味で八分二厘は動かしがたい。し
たが、その辺の利ざやはある程度当然予想し
て、私のほうは七分の金利でもつてお貸ししてお
る、こういうことでございませう。

○戸田菊雄君 結果は金利が高いということはお
認めになると思ひますが、ですから、もう少し金
利を下げるというのです。先ほど一般的に大臣は
金利を下げるという意向を述べられた、その中
に当然北東公庫に対する金利ももちろん含まれて
おると私は考へる。そういう問題について、私は、
どうしてもやはり下げても金利が高いのだから、
北東公庫のそういう面からいって、下げてもまだ
十分運営の方途がつくのだ、こういう状況が出て
おるものだから、こういう問題を十分検討され
て、近い将来、私は直ちに、こう言いたいので
ありますが、ぜひひとつこれら開発公庫を含めて
大臣のほうでも検討していただきたいと思ひので
すが、そういう検討はいかがですか。御意思はご
ざいませうか。

○國務大臣(水田三喜男君) 検討はいたします。
さつき申しましたが、いわゆる資本自由化とい
うようなものをめぐつて、この金利の問題が日本
からいろいろ要請される度はきつくなると考へ
ますので、私もはそういう意味から日本の長期
金利全体を下げるというためには、日本の金融コ
ストをとにかく下げなければなりませんので、こ
れはたいへんな仕事だと思つておりますが、こ
ういふ仕事をやらなければならぬところへ日本経済
は日進しては来ているというようなことも考へ
ておりますので、こういう仕事の一段として当然
いまおっしゃられるような問題は検討したいと思
ひます。

○戸田菊雄君 先ほど宮澤企画局長にお尋ねを
したので、その考へ方としまして、投融資部
門を北東公庫に移してもよろしい、こういう考へ
を長官がさつきお話しされておつたのです。この

点、大蔵大臣としてはどう一体考へておられませ
うか、お聞かせを願ひます。

○説明員(広瀬駿二君) ただいまの御質問は、先
ほど宮澤長官が東北開発株式会社投融資部門を
北東公庫に移すと言われたことについての御質問
であつたわけでございます。その点まだ大臣が
お聞きになつていなかつたようでございませうか
ら、私から申し上げたいと思ひますが、これは東
北開発株式会社投融資部門が非常にむずかしい状
況になつておる。これはいろいろな事情があるわ
けでございます。現在その再建にかかつておる
ようなわけでございますが、これに関連しまし
て、行政管理庁のほうからも、東北開発株式会
社自身をどうするか、事業を民間に移したらどう
か、いろいろの議論が出ておる際でございます。
それは、先ほど長官からいろいろ御答弁が
あつたわけでございますが、投融資部門について
は北東公庫のほうへ移していいじゃないかとい
うことを方針としては考へているが、まだ財政当局
には相談していらつしやらないというような御答
弁だつたのでございませう。そのとおりでござい
まして、われわれのほうもまだ御相談を受けてお
りませう。したがつて、大臣のほうにもまだ御報
告申し上げておりませうので、その点は御了解い
ただきたいと思ひます。

○國務大臣(水田三喜男君) その問題は、私は宮
澤さんから聞いております。というのは、このし
の総選挙のときに、東北地方を回る役を私と宮澤
さんが担当しましたために、この東北開発の工場
も一緒に見て回つて、これを将来どういふふう
にするかというふうなことが出ましたので、これは
ゆつくりまた今後相談にあずかるうといふこと
になつておりましたが、その後こういう問題で話し
合つたことはございませうし、したがつて、まだ
役所として検討するといふところまで行つていな
いかもしれませうが、話は聞いております。

○戸田菊雄君 十分ひとつ長官とも打ち合わせの
上になつて、熱意を持って前向きでひとつ対処し

てもらいたいと思ひます。

で、またお尋ねしたいと思ふんですが、これも
宮澤長官が言つておられるんですが、財政資金の
二重融資はできるだけ避けるんだと、そういうこ
とをおっしゃられておられるわけですが、大蔵大臣と
してはこの点についてどう考へますか。

○國務大臣(水田三喜男君) それはそうと思ひま
す。

○戸田菊雄君 そういうことだとすれば、しかし、
東北開発会社が投融資してはいます青森の南部縦貫
鉄道というのがあります。これには北東公庫が融
資しているんですね。融資している。これは明ら
かに財政資金の二重融資というふうに考へませ
うが、そういう面はしからばどう考へますか。

○説明員(広瀬駿二君) いま御指摘の南部縦貫
でございますが、これは全くの例外で、これだけに
つきまして両方から二重融資になつておりまし
て、その他のものにつきましては、行政運営とし
まして、行政の指導方針としては二重にならな
いように指導され、実績もそうなつておるとい
ふに私も承知しております。

○戸田菊雄君 例外と言ふんですが、そうすると、
できないといふことではないと思ふんですが、で
きないといふことではない。そういうかっこうに
法律で明確に定めてあつて、こういうしじかの
法律によつてできない、こういうことではない。
いまおっしゃられたように、行政上の指導でたぶ
んこういうものが入つてくるだろうと思ふので
すが、そういうことだとすれば、これは東北開発
社の荷物となつておる投融資部門、北東公庫にそ
ういふ問題を肩がわりさせてもいいんじゃない
か。そういういわば例外といふんですが、運営面
における一つの弾力的な取り扱いですね、こうい
うものがあつてもいいんじゃないか。ことさら法律
にも抵触はしない。すべて行政指導上そういうこ
とをやらせる。そして例外もできる、できないとい
ふことではない、こういうことであるとすれば、
そういうことがあつてもいいのではないかと考へ
るのですが、この点はどうですか。

○説明員(広瀬駿二君) 突然のお尋ねで、そこま
で、肩がわりしてもいいじゃないかというお話は
いま初めて伺つて、ちょっと検討しております。
経済企画庁当局がどういふふうにか考へているか、
それから今後どういふふうにか持つていくつもりか
というふうなことにつきまして、もう少し慎重に
勉強させていただきたいと思ひます。したがいま
して、いまのところはちょっと、私のほうのあ
まり私見にわたることにもなつてもいいけませ
んから、十分内部で相談してから御返事申し上げ
たいと思ひます。

○戸田菊雄君 私は、ふところは同じなんです
ね、ふところは同じだと思ふ。だから、それを右
にするか、左にするかという、いわば運用上の問
題だと思ふので、だから、その問題じゃない
といふふうにか考へるのですけれどもね。こうい
つた問題については、東北開発会社に対してもと
本格的な姿勢確立といふんですが、こういう問題
があつていいのではないか、こう考へるのです
ね。東北開発会社としては非常に荷物となつて苦
勞している。しかし、その全部出どころは政府な
んですから、ふところは同じなんですから、それ
を右にするか左にするか、いわば技術的な問題
だ。こういう問題については、やはりこれは基本
的にそういう国家姿勢といふんですが、こういうもの
のやはり姿勢確立がないところに、いま言った次
長の答弁が私に出てるのだから、だから、そう
いふ問題については私はさほど慎重にならないで
もいいと思ふのですが、大臣、どうでしょうか。

○説明員(広瀬駿二君) 大臣がお答えになります
前に、もう一度ちょっと私の考へ方を申し上げます
と思ひますが、いま実は東北株式会社は再建計
画を実施しております、従来の非常に大きな累
積の赤字を整理する段階に入つておるわけござ
いませう。したがいまして、いまおっしゃつたよう
な融資も私は具体的にどういふものがあるか、
不勉強で存じておられませんけれども、かなり焦げ
ついて困つておるものがあるんじゃないか。で、
それにつきまして、いま先生がおっしゃつたよう

に、結局は国の財政資金によってめんどうを見て
いるのだから、それについて整理して助けてやる
という方法があつてもいいのじゃないかというよ
うな御趣旨はなからうかと思ひます。で、そう
いうこまかいと申しますか、再建についてのいろ
いろなやり方につきましては、いま経済企画庁が
責任持って指導しているわけでごいまして、そ
れについてはそういう方法があるのかないのかと
いうことにつきましては、十分経済企画庁と相談し
てまいりたいという事を考えております。

○戸田菊夫君 まあいまおっしゃられて、先ほど
宮澤長官もそういうことを指摘をされて、非常に
真剣にこれから前向きで努力をするというお約束
をいただいたのですが、結局、この東北開発会社
が赤字で非常に悩んでおられることはそのとおりで
す。三十九年から再建五カ年計画というのをもち
まして、八人委員会も設立して、そこでいろいろ
と努力をし、部内的に合理化その他をやりました
で、最近では累積赤字に対しても相当克服をして
きています。それは長官も認めておられる、大蔵大臣も
認めるところだと思ひます。

結局、私は地域開発というものは相当長期な年
限と国家投資というそういう手厚い保護政策とい
うものがなければ、ことに東北のおくれた自然条
件からいけば、きわめて不平等な、寒冷、積雪、
酷寒の地帯である、そして明治以来何年か農耕一
本でやってきた、そういう状態です。政府の施策
といえば、農政に対してもそう真剣に、農民が喜
ぶような政策をいま具体的にやっていないわけ
ですから、そういういわば悪平等下に置かれる東北
の地帯の中でやはり開発をしていくという
ことになる、これも当然採算ベースがとれない
時期が、あつていいとは私は言いませんが、そう
いう時期は必ずある。しかし、それに見合ひ一つ
の熱意をもつていまやっておられることは事実なん
であります、そういう問題の熱意というものをあ
らうにどこにまつかうということになれば、私は国家
の施策だ。そういう大乗的な見地からこの東北開
発をどう進めるか、こういうところはどうしても

いかなきやいけなしいののがいまの現状です
から、そういう意味合いからいけば、赤字だ、赤字
だといつてその非難されるべき性格の問題じゃな
いのじゃないか。

ことに、この東北開発会社が旧振興事業団から
引き継ぐときは、相当の赤字を背負って引き継い
でおるはずなんだ。そこで、いまヘッドボード工
場なり、石灰石なり、そういう問題もいろいろと
やられています。こういう問題についても非常に
立地条件の関係でいろいろな困難を克服して、そ
れらを採算ベースに乗せようという努力をしてい
るわけです。こういう問題について大臣として一
体これからこの赤字の克服、こういう問題につ
いて、もし積極的に政府としてこういう具体策をや
るべきだというお考えがあれば、お聞かせを願
いたい。

○国務大臣(水田三喜男君) いずれにしましても、
東北開発の再建方針は企画庁を中心にいま研究さ
れておるときでございまして、その対策の過程
で、私もいろいろの審処したいと思つておりま
す。

○戸田菊雄君 端的に聞きますが、そういうこと
で現地では再建策でいま努力をしているわけが
ね。これに対して政府は財政資金を今後も引き
続き投入する、こういう意思についてはどうで
すか。大臣の考えをすばり言つてもらいたい。

○説明員(広瀬駿二君) いま再建計画を実施中
でございますが、これは前向きに、東北開発株式
社が本来の目的に従つて、より有効に機能するよ
うに考えられておるわけでありまして、その裏
づけとしまして、財政投融資なり何なりの方向で
もつて、従来どおり今後とも見ていかなければな
らない、こういうふうな考えでおります。

○戸田菊雄君 大休、東北開発会社はいま累積赤
字よりも資本金のほうが上回つておるが、さら
に、今後も赤字の傾向は私に大きくなるというよ
うに考えております。したがつて、政府はこの際
やはり積極的に、資本投資、そういう部面の努力
をしていただきたいと思ふのですが、この点ほど

うでしよう。

○国務大臣(水田三喜男君) 実はこの前にセメン
ト工場をつくる時などは、私ももたないぶこの
計画についても少し慎重に検討しようというよ
うなことを言つたときがございまして、いろいろ
の要望がございましてああいうことになつたので
ございまして、やはり東北開発にはいろいろな、
無理もない問題があるにしましても、相当私は事
業計画がいままでずさんなところが多かつたとい
うようなことがやはりあると思ひますので、今度
の再建計画につきましては、そういう点について
相当真剣な検討をやつておるといふことでござ
いますから、ここで立てられた策については、今後
政府も十分投融資の面においても応援していける
と考えております。いままでも少し私はずさんでは
なかつたかと思ふのですが、これが改まるのでし
たら、もっと応援できると考えております。

○戸田菊雄君 できるだけ今後投資形態を継続
して、さらに金利を引き下げると、こういう方向
で、まあ大綱的な大臣の御意思はわかりました。
どうかひとつ経済企画庁における具体的な再建、
そういうものを含めて、地域開発構想、計画、こ
ういふものが、先ほど長官のお話では、夏まで、
大体七月ごろと私たちは想定いたしますが、この
ころまでに大体つくり上げるつもりだと、こうい
う話をしておるわけでありまして、ぜひひとつそ
れに見合ひ、この地域開発に絶対不可欠の金融、
金利、こういう問題についてひとつ大蔵大臣の多
くの御努力と御検討を私はお願ひをいたしまし
て、東北開発関係に対する質問はこれで打ち切り
たいと思ひます。

続きまして、第二の問題は、租税特別措置に関
係する問題についてであります、だいが大臣も
疲れておるようでありますから、できるだけは
しよつて効率的にやつてまいりたいと思ひますの
で、何ぶん答弁のほうもぜひひとつ、それに見
合つた答弁を進めていただきたいと思います。
特別措置法の問題を一点にしばつてお伺ひして
まいりたいと思ひますが、その第一点は、利子配

当の優遇措置についてでありませうけれども、何回
かいままでの質問の中で、日本の所得税構造とい
うものは総合累進税、これが原則だということ
を言われておるわけですが、その総合累進税とい
うものを最近こわしつつかある。そのおもしろ
は一体何かといへば、これは明らかに特別措置法
である。そのことによつて、いわば大臣等がかね
がね主張してまいつておられます税負担の公平であ
るとか、あるいは徴税の民主化であるとか、こ
ういふ問題が逐次疎外もしくは破壊されようとい
う、そういう状況になつてきている。ことに私は
その中心は、利子配当優遇措置がその元凶じゃな
いか、こういうふうな考えをしておりますのでありませ
うけれども、この点について一体大臣はどうお考えに
なつておるか。

○国務大臣(水田三喜男君) たびたび申しますよ
うに、利子所得及び配当所得の優遇課税制という
ものについては、一応貯蓄の奨励とか資本市場の
育成とかいうような政策的要請によつて生まれた
ものであると申してしまつても、これについて検討
すべき問題はたくさんございまして、私どもは
これを順を追つて解決するということ、今度そ
のとりあへずの措置をとるといふことで、今度そ
の改正の結果を見て、三年ぐらゐの間に次の措置
を考へる、こういう立場で現在はおりますが、利
子のほうが分離課税になつて、総合賦課税から離
れたというこの均等問題が配当のほうから出て
まいりまして、やはり配当の分離課税という要望
も出てまいりました、これは利子所得において
こういう措置がとられたら、これは利子所得にお
いてやはり配当所得においてもそういう分離課税と
して離れるという措置をとつたといふことでござ
います、これがぐあいが悪いといふことになりま
す、利子所得のときの措置が悪いのだといふこ
とにならうと思ひます。これはやはり両方ある程
度措置としては均衡をとる必要があるといふこと
で、おくれでこういう措置を配当所得のほうは
とつたわけでございますが、こういうものを一括

して検討するという期間を、私どもは三年間とい
ま予定しているということでございます。

○戸田菊雄君 私はずばり表現をするなら、分離
課税制度というのは、税務署の調査範囲外に置い
て、いわば一種の脱税行為じゃないかと考えるの
ですがね、脱税行為。制度上から見て、一体どう
いうふうにお考えになりますか。

○國務大臣(水田三喜男君) 政策目的によって、
法律によって定められている制度でございますが
ら、脱税制度ではないと思ひます。

○戸田菊雄君 本来、シャープ税制勧告以来、い
ろいろと税体制というものは変革をされてきて、
今日の総合累進税制というものが打ち立てられ
た。これはさつき主税局長も野上先生の質問に答
えて、そういうことを言われた。そういういわば税
態様というものがあつた。これは、大蔵大臣百
も承知である。そういう中で利子配当、こういうも
のの分離課税、そういう制度を設けて、いわば税
の、そういう対象外に置いて、こういうこと
になるのだと思うのだが、これは明らかに税態様
というものをそこからこわすことになる。そのこ
とによって全く税制の——これは大蔵関係あたり
いろいろ主張され、少なくとも税金というものは
国民の負担能力に応じて公平に取りなさいとい
うのが原則なんです。口ではそう言う。しかし、この
利子所得、配当所得については全く分離され、ワ
ク外に置かれて、これは明らかに私は制度上
からいえば全く脱税行為じゃないかというふう
に考へる。

この論争をいまやっておつてもしょうがないか
ら、次に進みたいと思ひますが、そういう具体的
な数字を見ましても、たとえば、私は三十年、三
十一年、このことについては、利子所得について
これは非課税だ、税金をかけておらない。三十
九年に五%、分離をして、四十年に初めて一〇%、
今回の改正で五%入つて一五%、これは一体なぜ
かという、そういう脱税行為を政府が認めても
国民が了承しませんから、おかしいぞ、いわばそう
いう国民世論なり、筋からいってもおかしいとい

う結果から、そういうふうな歴史的に歩んでい
る。こういうことがいま問題になっておりますよ
うに、利子配当優遇措置等についてはどうしても理
解ができないのであります。

そこで、やはり私はいまの一つの土台として、
そういう改革のためのよりどころは一体何かとい
えば、やはり税制調査会で、これは最も公平な審
議機関としてそういう意見を政府に持ち込み、大
臣もしばしばいままでそういう答申については
尊重いたします、こういうことを言っているの
あります。これに対する税制調査会の一つの答
申というものは次のようなことを言っているの
です。利子配当課税の特例等資産所得に対するもの
は、一部高額資産所得者を不当に優遇するもので
ある、と明らかに指摘をされている。したがつて、
弊害を償うほどの政策効果も立証したいのでこ
れは廃止すべきだ、具体的にそう指摘している。
こういういわば答申に基づいての大臣のこの対処
方といふますか、こういう見通しは、この問題に
対する答申の内容については、尊重、こういう態
度は一体どういふお考えなのか、その点をひとつ
お聞かせ願ひたい。

○國務大臣(水田三喜男君) いま言いましたよ
うに、一挙に利子所得に対する特例措置がやめられ
るといふことではございませぬ、配当課税に対す
る特例措置もこれは廃止できると思ひますが、
さつき申しましたように、一方にこういう制度が
ありますために、その均衡からきている措置でござ
いますので、これをやめるといふためにはやはり
利子所得に対する措置について何らかの改革を
する、改正をするといふときでないと、これは一
緒に解決できないのじゃないかと私は考へますの
で、一括してこれを将来の検討材料にしたいとい
うことでございます。

○戸田菊雄君 事務的な面で一つだけ聞いておき
たいと思ひますが、大体四十一年度の利子配当の
そのことによる減収見積もり額というものは、私
の調査でいきますと、国税で二千二百二十億、地
方税で六百三十九億、合わせまして二千八百五十

九億、さらに、地方独自減収分が若干ありまし
て、それらを含めると三千六百十五億、ほかに
貸し倒れ引き当て金、これは本法に組み入れた振
りかえ分と見ますと、これが七百億、総体しめま
して四千三百十五億程度でございますが、四十二年
度の見積もりは、一体これを下回らないと思ひま
すが、その辺の見解はいかがでしょうか。

○説明員(結城義人君) 租税特別措置全体でござ
います。全体では、四十二年度平年度ベースに
おきまして、国税は二千四百十九億円でございま
す。それから、地方税関係は千六百十六億円で
ございます。

○戸田菊雄君 地方独自の減収分は……。
○説明員(結城義人君) 地方独自の減収分は……。
か。——いまの千六百十六億円の内訳でございま
すが、国税の租税特別措置による地方税の減収の
見込み額が七百八十七億円でございまして、その差
額の八百二十九億円が地方税法の独自の非課税措
置による減収見込み額でございます。

○戸田菊雄君 貸し倒れ引き当て金は幾らでし
ょう。
○説明員(結城義人君) 貸し倒れ引き当て金の残
高でございませぬか。

○戸田菊雄君 本法組み入れの振りかえ分。
○説明員(結城義人君) 四十年年度末におきまして
期末残高六千二百八十六億円でございませぬか。
○戸田菊雄君 そうしますと、やはりこれは四十
一年度分を下回らないことになるのです。
○説明員(結城義人君) は、やはりこれはケースはだんだん年々ふえてき
ておるのです。やはりふえてきておるのです。ね。
総体の額からいけば、やはり私には大きな額ではないと
思ひますが、ふえてきておるといふ現象自体が私
はやはり問題じゃないか。この辺についてどうお
考へてですか。

これはこういう意味です。それは全然、大臣
に質問した際にも、できるだけ政策目的は遂行し
たい、そういうものを廃止をして、ないしは税制調
査会の答申に基づいてそういうものをできるだけ
縮小の方向にいく、この考へというものは尊重す

るんだと、こう言つておるのです。ところが、これ
はやはり利子所得、配当所得の問題一つ考へても、
年々やはり増加の傾向にあるわけですね。これでは
私は全く大臣が前にわれわれに答弁した内容とは
実態が違つてきている、こういうふうな考へるわ
けです。ですから、そういう質問をするわけですね。
○説明員(結城義人君) ちょっといまのその前年
度に比べてふえていられる問題にお答えする前に、貸
し倒れ引き当て金も特別措置だといふあるいはお
考へておつしやつておられるかと思ひますので、
その点につきましてちょっと御返事いたします
が、貸し倒れ引き当て金は、これは私どもは実
特別措置だとは考へておらないわけでございます
が、これは企業会計上当然認めらるべき筋合いの
引き当て金である、かように考へておる次第で
ございませぬ。

それから、いまの租税特別措置による減収額の
拡大の問題でございませぬが、四十二年度は実は現
行法そのままでいきますと、二千四百九十七億円
になる見込みでございませぬ。それを整理いたしま
した分が三百二十億円でございませぬ。しかし、今回の新
しい措置等によりまして、ふえた分が二百二十四
億円と、それを差し引きましたら二千四百十九
億円と、こういうことでございます。もちろん制
度の改正を行ないまして整理に努力する分もござ
います。若干拡充する分もございませぬが、基本的
には、経済基盤が拡大いたしました。同じ措置によ
りまして、見積もられ得べかりし減収金額が多
くなるに従つて、特別措置により減収する金額が
多くなるということもございませぬ。制度を拡大し
たことによつて租税特別措置による減収額がふえ
ているということではございませぬので、その点
をひとつ御了承をお願いしたいと思ひます。

○戸田菊雄君 四十年だと思ひますが、絶対廃止
をしないといふことを言明したことがある。加え
て、最近そういう利子配当優遇措置の延長をめぐ
つて、公然たる不明朗な話をわれわれは耳にす
るのです。そういう不明朗というものは、具体的に
自民党の選挙資金を調達するために、全く自民党

の中心幹部がある経済連団体の中心幹部とこの利子配当優遇措置等について、その政治資金の見返りとしてこの措置を延長すると、そういうような取りかわしなり密約があったということに耳にするのですが、これは大臣、どうですか。

○国務大臣(水田三喜男君) 私は全く知りません。私は現に暫定措置をとることを踏み切ったほうでございますので、全くそういうことは知りません。

○戸田菊雄君 私は決して大蔵大臣を疑惑をもって見ておるわけではないのです。まさしく大臣は清潔だろうと思うのですが、しかし、自民党全体の中でそういうことがあったということは、これは公然たる秘密なんですね。それは自民党の皆さんにはあるいは聞かえないかもしれませんが、われわれ野党全体の中ではそういうことがだいぶ取りざたをされている。

具体的にはこういうことなんでしょう。四十一年の十一月末に、大蔵省は税制調査会に対して利子配当優遇措置の取り扱い試案を提出をした。その提出内容というものは三段階に分かれています。第一はこの優遇措置の存続、段階的な廃止、一年断続で廃止、こういう三案を大蔵省は持っておった。こういうことなんでしょう。ところが、十二月の十七日に経団連のある幹部と自民党の中心幹部がいろいろ話をいたしました。そうして二年間延長というものが十二月二十日に自民党筋から発表された。正式に発表された。で、その裏の取引は何かといえば、言ってみれば、自民党の政治資金倍増だ。こういうことが確約をされたから、そういうことにはじやいたしませんでした。こういうことになりましたと、私はやっぱり過去における共和製糖事件じやないけれども、いろいろうわさを呼んでいろいろな話を取りざたされるそのこと自体、政治がきわめて不信であります。こういう状態、少なくともいまの佐藤内閣というものはそういうものを一掃した清潔な大臣ばかりいると私は考えますけれども、しかし、自民党全体のある一部なりにそういうことがあったということです。こういうことが

もしあったとすれば、これは一体大臣はどういうふうに考えますか。

○国務大臣(水田三喜男君) もしあったとすれば、あったとすれば、私が五%引き上げると、これは税率としていつも言うとおりの五割増ですから、たいへんなこれはやはり措置でございますが、引き上げという案を持って与党に示したら、これはどこからか牽制が来るとか何とかというものがあつてしかるべきだと思ひますが、何もなくて、私どもの案が与党にいられ、そして国会の御審議を願つている、この過程を見ますという、私はそういうことはあつたとは思ひません。きわめて順調円満にこの案はできておるのでございますから、そういうことがあつたということは私自身は信じません。

○戸田菊雄君 時間も過ぎておりますから、これで終わりたいと思ひますが、いづれにいたしましても、この利子配当等の問題については、世論も非常に不評判であります。先ほど申したように、脱税行為の一種だとわれわれは解釈して居ます。そういうものが税の原則からいずれているということは間違いないのでありまして、でき得れば早期に、これは十二月に期限が切れていると思ひます。——これは三年間延長だから、ずつといつちまうわけですね。いづれにいたしましても、大蔵大臣、先ほど来いろいろ御発言があつたが、その内容に従つて私は良心的に早期に、政策目的それ以前に、この問題についてはやはり解決をするように、こういう一つの検討というものをお願いをいたしたいと思ひます。そのことをお願いをして私の質問は終わります。

○委員長(竹中恒夫君) 本日の審査はこの程度にいたし、明日は午前十時より開会いたします。それでは、本日はこれにて散会いたします。
午後六時四分散会
五月二十九日本委員会に左の案件を付託された。
た。

(予備審査のための付託は五月十八日)
一、印紙税法案